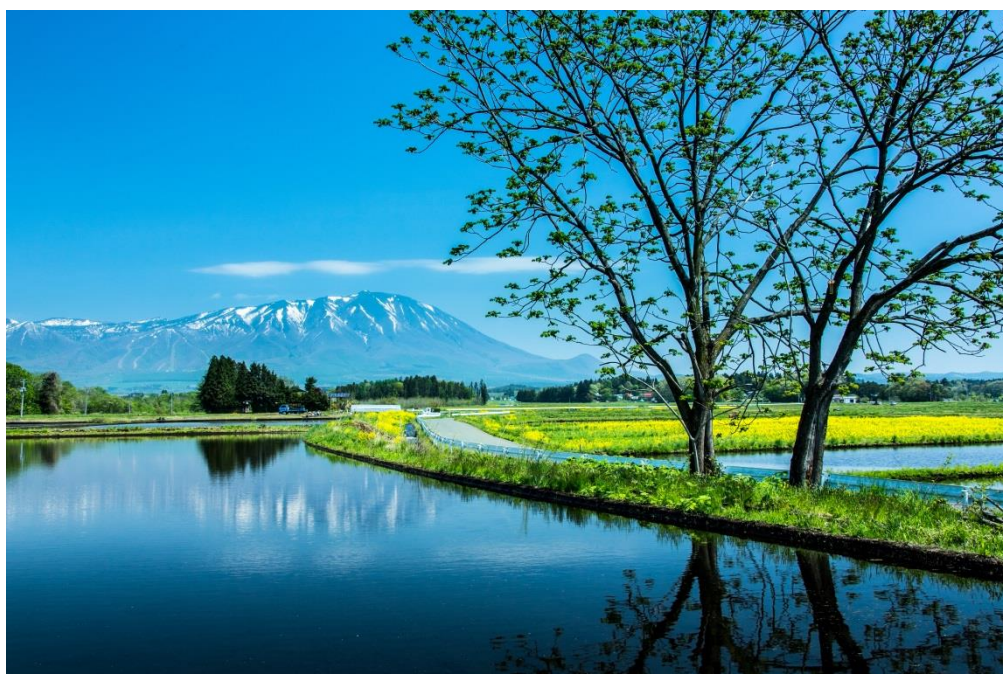


雫石町農林業基本計画

計画期間：平成28年度～平成31年度



(川母湊の春)

平成28年3月

雫 石 町

第1章 計画の趣旨	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の目標年次	1
3. 計画の位置付け	2
4. 計画の推進	2
5. 雫石町農林業の将来像	2
第2章 基本計画	5
1. 基本目標	5
2. 施策の体系	6
3. 基本施策	9
【基本柱Ⅰ】人材の育成とともに収益性高い経営基盤を強化します	9
【基本柱Ⅱ】農産物の品質と価値を高めた産業連携を推進します	19
【基本柱Ⅲ】地産地消の推進と販路拡充による農産物の消費拡大を進めます	33
【基本柱Ⅳ】「植える、育てる、利用する」森林の循環を促進します	41
【資料編】農林業関係データ	50
1. 本町全体について	50
2. 農家数について	51
3. 農業就業人口について	55
4. 農地について	57
5. 生産について	58
6. 森林について	65

第1章 計画の趣旨

1. 計画策定の趣旨

本町では、平成23年度から平成27年度を期間とする「雫石町農林業基本計画」を策定し、「持続的な発展と魅力的な農林業を展開するまちづくり」を基本目標に、4つの基本柱、20の基本方向、39の基本施策の体系により、豊かな自然環境を利用した水田農業を中心として、畜産、野菜、花卉、菌茸などを取り入れた雫石型複合経営を展開し、農林業関係機関と連携しながら、各種事業を導入して農業基盤整備や意欲的な担い手の育成などを推進してまいりました。

この間、第43回、第44回の日本農業賞での連続受賞や、第54回日本農林水産祭における内閣総理大臣賞受賞など農業を基幹とする本町の農業者の経営内容が全国的にも高く評価されるとともに、各作目分野において、意欲的に取り組む農業者の活躍がありました。

しかしながら、国の米政策の転換、農協・農業委員会等の改革、環太平洋パートナーシップ協定（TPP）大筋合意などが次々と打ち出されており、本町農業の将来にとっても大きな影響を及ぼすこととなるため、中長期的な展望を持ち、迅速に対応していく必要に迫られています。

また、日本全体が人口減少に転じるなかで、このまま対策を講じない場合には、25年後の2040年に本町の人口は11,300人を下回るという推計が示されました。

このように大きな転換期を迎えている中で、本町では平成28年3月に平成31年度を目標年次とした「第二次雫石町総合計画後期基本計画」を策定しました。目指すべき将来像「みんなが主役 誇らしく心豊かなまち しずくいし」を実現するためのまちづくりの基本的な方向を定め、各分野における実現手段を体系化し、住民と行政が一体となって総合的にまちづくりを推進するための指針となるものです。

また、本町の人口の将来展望を示す「雫石町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」と、将来の方向性を踏まえ、本町の地域課題の総合的解決と魅力あふれる地方創生を実現することを目的とする「雫石町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成27年10月に策定し、具体的な対策を講じることとしております。

総合計画後期基本計画の実現に向け、総合戦略ともリンクさせながら、本町の広大な農林地、多様な地域資源などの特性を活かし、農林業者及び関係機関が相互にさらなる連携のもと、本町の基幹産業である農林業の振興を図るため、「雫石町農林業基本計画」を策定するものです。

2. 計画の目標年次

この計画は、平成28年度を初年度として、平成31年度を目標年次とする4か年とします。

3. 計画の位置付け

この計画は、上位計画である「第二次雫石町総合計画（計画年度＝平成 23 年度～平成 31 年度）」の農林業部門を具体化するものであり、総合計画の将来像“みんなが主役 誇らしく心豊かなまち しずくいし”の実現を目指し、本町の農林業振興を総合的かつ計画的に推進するための基本計画と位置付けています。

4. 計画の推進

各種施策の確実な実施と、関係機関・団体との連携協調による施策の推進を図ることを目的とし、これまで毎年度、農林業行動計画を策定してまいりましたが、本計画では、主な施策の年次スケジュールを示し、課題解決や事業の推進に向けて取り組むこととし、社会情勢や多様化するニーズ等に柔軟性をもって対応し、農林業基本計画の目標達成のため、実効性を高めてまいります。

5. 雫石町農林業の将来像

第二次雫石町総合計画基本構想（平成 23 年度～平成 31 年度）では、「みんなが主役 誇らしく心豊かな まちづくり」をまちの将来像として、「自主・自立」「人材育成」「交流・連携」の視点から、5つの施策大綱を定め、実現に向けて取り組んでいくこととしております。

第二次雫石町総合計画後期基本計画（平成 28 年度～平成 31 年度）では、産業分野の施策大綱を「**産業力を高め合い活力みなぎるまち**」とし、農林業分野では「**持続的に発展可能で魅力的な農林業を展開するまちづくり**」を目指すこととしており、これを本計画における農林業の将来像とし、次の目標を掲げて取り組んでまいります。

この上位計画を達成するうえで基本の目標となる、（１）農林業振興の目標（農家、耕地等）、（２）農業所得の目標及び営農類型ごとの農業経営指標については、以下に示すこととします。

雫石町の農林業の将来像の実現に向けて、「農業者・農業者団体・企業」、「住民」、「地域」、「行政」が互いの責任や役割を分担し、ともに考え、相互に協力して取り組んでまいります。

（１）農林業振興の目標

農業従事者の減少と高齢化、農地の流動化、国の農政の転換、環太平洋パートナーシップ協定交渉の大筋合意など農業情勢は厳しさを増す一方ですが、食料生産は国民生活を支える根幹であると認識し、人口減少社会に対応しながら、国内や地域内の需要に応える生産体制の強化を目指します。

①農家数

区 分	平成２２年	現在値（平成２７年）	目標値（平成３１年）
総農家数	１，５４６戸	１，３７４戸	１，２４０戸
販売農家数	１，３２６戸	１，１２０戸	９６０戸

※「総農家数」と「販売農家数」の数値は「２０１５年農林業センサス速報値」より引用。

平成２２年と平成２７年の減少率を基に４年後の値を推計し、目標値を設定しました。

②経営耕地面積

区 分	平成２２年	現在値（平成２７年）	目標値（平成３１年）
経営耕地面積 （販売農家分）合計	５，４９９ha	５，６５１ha	ha
田	３，５３８ha	３，５６４ha	現状を 維持する
畑	１，９１２ha	２，０３３ha	
樹園地	４９ha	５４ha	

※「経営耕地面積」の数値は「２０１５年農林業センサス速報値」より引用。

農地の流動化により農地集積が進み、経営耕地面積が増加傾向にありますが、遊休農地も増加傾向にあり、また農業従事者の減少が予測されることから目標値を現状維持としました。

③雫石町農林業産出額（町独自推計額）

区 分	平成２３年	現在値（平成２６年）	目標値（平成３１年）
合 計	７，４２０百万円	７，５９５百万円	現状を維持する
米	２，４３８百万円	１，８２１百万円	
畜産	３，０５９百万円	３，７１１百万円	
園芸その他	２，０９５百万円	２，０６３百万円	

※平成１９年以降、国のデータ集計が廃止となったため、町が系統出荷数値や県動向等を参考に独自に推計した数値です。なお、平成２６年は概数値となっています。

米は年々減少傾向にありますが、畜産が増加傾向にあることから目標値を現状維持としました。

④林業

区 分	平成 2 2 年	現在値（平成 2 7 年）	目標値（平成 3 1 年）
総林家数	7 7 2 戸	1 0 0 戸	現状を維持する
森林面積合計（※）	4 6, 0 3 5 ha	4 6, 0 3 5 ha	
国有林	2 8, 5 5 2 ha	2 8, 5 5 2 ha	
民有林	1 7, 4 8 3 ha	1 7, 4 8 3 ha	

※森林面積は「2015 年農林業センサス速報値」では公表前であることから、「世界農林業センサス（林業編）」より H22 年の数値を現在値としました。

（２）農業所得の目標及び営農類型ごとの農業経営指標

農業者が再生産できる所得を確保して、農業者の生活や経営基盤の安定を図ることが必要です。

農業所得の目標と営農類型ごとの農業指標については、町の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」で掲げる目標と同様のものとし、同基本構想で定める農業所得の目標を下記のとおり引用し、営農類型ごとの農業指標は掲載を省略します。

①個別経営による年間農業所得の目標

区 分	年間農業所得目標
主たる従事者（※1）	4 0 0 万円
従たる従事者（※1）	1 5 0 万円
新たに農業経営を営もうとする青年等（※2）	2 5 0 万円
リーディング経営体（※3）	1, 0 0 0 万円

※1 将来、農業経営の発展を目指し、農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する 1 人当たりの年間農業所得の目標。標準的な家族経営（主たる従事者 1 名・従たる従事者 1 名）を想定して、1 経営体あたり年間所得が 550 万円程度を確保できる経営を目標とする。

※2 新たに農業経営を営もうとする青年等にあっては、技術や経営能力の向上に要する期間や段階的な規模拡大の状況などを勘案して、就農 5 年後の農業経営の年間所得は「就業後間もない他産業従事者」並の 250 万円程度を確保できる経営を目標とする。

※3 個別経営体の年間所得目標を達成した経営体については、雫石町の農業の持続的な発展を牽引するリーディング経営体（年間所得概ね 1,000 万円以上）へ育成する。

②集落型の農業法人（特定農業法人など）による年間農業所得

集落型の農業法人の営農類型は、主たる従事者 2 人、補助従事者 1 人で 30～40ha の営農規模で、集落営農の発展を目指している農業法人を想定し、主たる従事者の所得が地域の他産業従事者と遜色ない生涯所得（年間所得 400 万円）に到達する体系とし、農業法人として 950 万円を確保できる経営を目標とする。

第2章 基本計画

次に示す基本目標と施策の体系は、この計画の上位計画に位置付けている「第二次雫石町総合計画」に掲げる農林業部門に関連する施策大綱などを引用しています。

1. 基本目標

雫石町の基幹産業である農業の振興を図り、活力みなぎる町を創造していくため、本計画の基本目標として、

「持続的に発展可能で魅力的な農林業を展開するまちづくり」

を掲げ、その実現に向けて、農業分野だけでなく、観光業や商業などの他産業との連携と調和を図りながら、町民が一体となり取り組んでいくこととします。

2. 施策の体系

基本目標である「持続的に発展可能で魅力的な農林業を展開するまちづくり」を実現していくため、次の4つを基本柱とし、それらを具現化するため、18の基本方向、39の基本施策を掲げ、それぞれを単独ではなく有機的に関連づけ展開していきます。

また、基本計画の理念に基づき、行動計画を策定し、関係機関・団体との総合的な連携協調のもと、各種施策の確実な実施と推進を図ります。

【基本目標】

農 持
林 続
業 的
を に
展 展
開 開
す 可
る 能
ま で
ち 魅
づ 力
く 的
り な

【基本柱】

人材の育成とともに収益性の高い経営基盤を強化します

農産物の品質と価値を高めた産業連携を推進します

地産地消の推進と販路拡充による農産物の消費拡大を進めます

「植える、育てる、利用する」森林の循環を促進します

(体系図)

【基本目標】

持続的に発展可能で魅力的な農林業を展開するまちづくり

【基本柱】

I 人材の育成とともに収益性の高い経営基盤を強化します

【基本方向】

I-I 意欲ある経営体の育成

I-II 農家経営意識の醸成と安定的経営の推進

I-III 次代を担う後継者の確保

I-IV 農地の保全及び活用推進

II 農産物の品質と価値を高めた産業連携を推進します

II-I 農畜産物の品質と価値の向上

II-II 都市圏への農畜産物の販売促進

II-III 6次産業化のための農畜産物生産の促進

II-IV 6次産業化のための生産と加工、販売体制の強化

III 地産地消の推進と販路拡充による農産物の消費拡大を進めます

III-I 地域全体での地産地消への取り組み

III-II 各種施設等における地産地消の体制・機会の拡充

III-III 年間を通じた生産販売体制の構築

III-IV 教育との連携強化

III-V 農業体験の推進

IV 「植える、育てる、利用する」森林の循環を促進します

IV-I 森林循環の促進

IV-II 生産基盤の整備と森林施業の低コスト化の促進

IV-III 町産材・県産材の活用推進

IV-IV 木材資源のエネルギー活用の推進

IV-V 森林の多面的機能の周知と普及促進

【基本施策】

	I-I-I 意欲のある農業者の確保・育成
	I-I-II 集落営農等の組織営農の推進
	I-I-III 地域農業の推進
	I-II-I 農業経営の安定化
	I-II-II 経営所得安定対策への加入推進
	I-III-I 若手農業従事者の確保・育成
	I-III-II 家族経営協定の促進
	I-IV-I 農業振興地域整備計画の管理
	I-IV-II 農地・農業用施設の機能維持と活用
	II-I-I 水稻の生産振興
	II-I-II 園芸作物の生産振興
	II-I-III 特用林産物の生産振興
	II-I-IV 畜産の振興
	II-I-V 環境に配慮した農作物の生産
	II-I-VI 鳥獣被害の防止
	II-II-I 新たな流通・販路の拡充
	II-II-II 都市圏への販売 PR
	II-III-I 加工用農産物の導入検討
	II-III-II 菜のテックプロジェクトの推進
	II-IV-I 生産・加工・販売体制の連携強化
	III-I-I 町内農産物の認証
	III-II-I 食材提供システムの有効活用
	III-III-I 通年生産と販売体制の構築
	III-IV-I 学校給食での町産農産物の利用促進
	III-IV-II 食文化の伝承活動推進
	III-V-I 学校教育での農業体験の充実
	III-V-II 農業体験受入れ農家の確保
	IV-I-I 公有林の適正管理
	IV-I-II 民有林の森林整備の促進
	IV-I-III 林業労働者及び林業後継者の育成
	IV-I-IV 森林病虫害対策
	IV-II-I 森林台帳・林地台帳の整備
	IV-II-II 林道施設、林内路網の整備と適正管理
	IV-II-III 高性能林業機械の導入促進
	IV-III-I 公共施設木質化や個人住宅への利用促進
	IV-IV-I 木質バイオマス燃料利用施設の整備促進
	IV-IV-II 木質バイオマス燃料の確保対策
	IV-V-I 緑化推進事業での普及啓発
	IV-V-II セツ森森林公園施設維持管理

【基本柱】

I 人材の育成とともに収益性の高い経営基盤を強化します

本町の農業就業人口は、平成 7 年には 3,092 人（農林業センサス）であったのが、平成 17 年には 2,675 人、平成 27 年には 1,829 人と、この 20 年で約 4 割減少し、年齢別構成比では、65 歳以上が 63.0%と高齢化が進んでいます。

認定農業者や営農組織など意欲ある経営体を確保・育成するとともに、意欲ある経営体への農地利用集積など農地の集約、拡充による有効活用を推進しながら、収益性を高める経営基盤を強化します。

基本柱 I 人材の育成とともに収益性の高い経営基盤を強化します

基本方向 I-I

意欲のある経営体の確保育成

◇基本施策

- I-I-I 意欲のある農業者の確保・育成
- I-I-II 集落営農等の組織営農の推進
- I-I-III 地域農業の推進

基本方向 I-II

農家経営意識の醸成と安定的経営の推進

◇基本施策

- I-II-I 農業経営の安定化
- I-II-II 経営所得安定対策への加入推進

基本方向 I-III

次代を担う後継者の確保

◇基本施策

- I-III-I 若手農業従事者の確保・育成
- I-III-II 家族経営協定の促進

基本方向 I-IV

農地の保全及び活用推進

◇基本施策

- I-IV-I 農業振興地域整備計画の管理
- I-IV-II 農地・農業用施設の機能維持と活用

【基本方向Ⅰ-Ⅰ】 意欲ある経営体の育成

安定的な農業経営を継続していくために、地域の中核的担い手となる経営体の確保及び育成に向けて集落営農や農業生産法人等の組織営農を推進するとともに、人・農地プラン及び農地中間管理事業などを活用しながら農地利用の集積集約化を促進します。

基本施策Ⅰ-Ⅰ-Ⅰ 意欲ある農業者の確保・育成

1 現状及び課題

高齢化や後継者不在のため、農作業委託や農地を貸したいとする農家が急増しており、受け手である地域の中心的な経営体への経営面積が拡大していることから安定した経営ができるように基盤を整える必要があります。

2 施策内容

(1) 認定農業者の確保・育成

◇意欲ある農業者の掘り起こしにより、地域の中心的な役割を担う農家を確保・育成します。

◇地域の意欲ある担い手を認定農業者へと誘導します。

(2) 農業経営改善に関する相談対応や各種研修の機会の創出

◇農業経営改善計画の作成支援や経営診断などの相談対応を通して、農業経営の改善や向上の実現に向けて支援します。

(3) 認定農業者の活動支援

◇研修会や交流事業など、経営発展や地域活性化につながるよう、認定農業者組織の活動を支援します。

3 年次スケジュール

主要施策	H28	H29	H30	H31
認定農業者の経営改善計画作成支援	経営改善計画 作成支援・認定 事務	経営改善計画 作成支援・認定 事務	経営改善計画 作成支援・認定 事務	経営改善計画 作成支援・認定 事務
認定農業者の活動支援	認定農業者の 研修と活動支援	認定農業者の 研修と活動支援	認定農業者の 研修と活動支援	認定農業者の 研修と活動支援

基本施策Ⅰ-Ⅰ-Ⅱ 集落営農等の組織営農の推進

1 現状及び課題

集落営農組織は将来的に法人化を目指すことが求められている組織であることから、既存の集落営農組織の法人化に向けた支援を継続する必要があります。また、国の制度を利用していくためには、新規の集落営農組織や農業生産法人等の組織的な営農に向けた支援も必要です。

2 施策内容

(1) 集落営農組織の法人化の推進

◇集落営農組織の法人化について、現在行われている農地の管理や作業機械の共同化だけでなく販売経理等の一元化など安定的な集落営農の運営を促進し、一元的な営農体制が整っている組織となるよう法人化に向けて支援します。

(2) 新たな組織化の推進

◇農家個別経営における経営面積には限界もあることから、農地の利用集積と利用効率化や作業機械の共同化など、意欲ある農業者による営農組織化を促進します。

3 年次スケジュール

主要施策	H28	H29	H30	H31
既存集落営農組織の法人化支援	法人化に向けて集落営農組織への指導等	法人化に向けて集落営農組織への指導等	法人化に向けて集落営農組織への指導等	法人化に向けて集落営農組織への指導等
集落営農組織化の推進	新規に設立を目指す集落への説明・設立支援	新規に設立を目指す集落への説明・設立支援	新規に設立を目指す集落への説明・設立支援	新規に設立を目指す集落への説明・設立支援

基本施策Ⅰ－Ⅰ－Ⅲ 地域農業の推進

1 現状及び課題

平成 26 年度にスタートした農地中間管理事業等により、農業をリタイアし経営転換する農業者が増え、地域の農業者への農地の利用集積が促進され、大規模化しています。

農業従事者の減少と高齢化により、さらなる経営転換を希望する農業者の増加が見込まれることから、人・農地プランによる地域の話合いに基づく地域の中心経営体の位置づけや、農地中間管理事業を活用した農地の利用集積と連担化など農地利用の効率化の促進を図る必要があります。

2 施策内容

(1) 人・農地プランの定期見直し等の推進

◇人・農地プランを通じて、意欲ある経営体の確保・育成や意欲ある経営体への農地利用集積を図り、新規就農者をプランに位置付けることにより地域での支援を行うことができるよう、地域での話し合いの場の提供を図りながら定期的な見直しを実施します。

(2) 農地中間管理事業による農地集積の推進

◇高齢化等により農業経営をリタイアする農業者が多くいることから耕作放棄を未然に防止するとともに規模拡大を目指す農業者等の地域の中心経営体に農地中間管理事業の活用により農地集積や連担化を図ります。

3 年次スケジュール

主要施策	H28	H29	H30	H31
人農地プランの推進	人農地プランの 定期見直し	人農地プランの 定期見直し	人農地プランの 定期見直し	人農地プランの 定期見直し
農地中間管理事業に よる集積	相談対応・担い 手とのマッチン グ支援・機構の 貸借手続き支援	相談対応・担い 手とのマッチン グ支援・機構の 貸借手続き支援	相談対応・担い 手とのマッチン グ支援・機構の 貸借手続き支援	相談対応・担い 手とのマッチン グ支援・機構の 貸借手続き支援

【基本方向Ⅰ-Ⅱ】 農家意識の醸成と安定的経営の推進

生産コスト管理や農業経営分析などによる営農を行うことができる農業者の育成を図り、安定した農業経営の展開を推進します。

基本施策Ⅰ-Ⅱ-Ⅰ 農業経営の安定化

1 現状及び課題

TPP や米政策の転換など農業情勢は政治や経済などの社会動向に大きく左右され、農業経営に深刻な影響が出る恐れがあります。経営力・経営基盤の強化を図るため、経営状況の把握に努め、適切な経営管理をする必要があります。

2 施策内容

(1) 農業簿記記帳の支援

◇農業経営の状況を的確に把握するため、パソコンソフトを活用した簿記記帳を促進します。

◇パソコンソフト簿記記帳のデータなどを活用し、経営状況の分析による経営改善を支援します。

(2) 資金借入れの円滑化と利子補給による支援

◇農業機械の近代化や経営安定のための制度資金借入の円滑化と資金利子の補給事業により経営支援をします。

3 年次スケジュール

主要施策	H28	H29	H30	H31
農業簿記の記帳支援	農業簿記記帳 支援教室開催	農業簿記記帳 支援教室開催	農業簿記記帳 支援教室開催	農業簿記記帳 支援教室開催
	経営分析支援	経営分析支援	経営分析支援	経営分析支援
資金借入れ支援	各種資金利子 補給	各種資金利子 補給	各種資金利子 補給	各種資金利子 補給

基本施策Ⅰ－Ⅱ－Ⅱ 経営所得安定対策への加入推進

1 現状及び課題

水田を活用した農業経営を行う農業者については、国の制度である経営所得安定対策を適切に活用ができるよう目的や内容の周知を図り、経営を安定させるために経営所得安定対策への加入を推進する必要があります。

2 施策内容

(1) 経営所得安定対策への加入推進

◇農業経営を安定させるために経営所得安定対策への加入を推進し、経営所得安定対策を適切に活用できるよう制度説明座談会等の開催により経営所得安定対策の周知を図ります。

3 年次スケジュール

主要施策	H28	H29	H30	H31
経営所得安定対策への加入推進	経営所得安定対策加入の説明等	経営所得安定対策加入の説明等	経営所得安定対策加入の説明等	経営所得安定対策加入の説明等

※平成30年産から国による米の生産数量目標配分が廃止されることになっています。

平成30年意向は経営所得安定対策（又は新たな対策）に沿った対応となるものです。

【基本方向Ⅰ-Ⅲ】 次代を担う後継者の確保

組織営農においても基礎なる家族経営の持続性と営農の次世代への継承のため、親元就農を含めた新規就農者の確保や家族経営協定の締結を促進するため、関係機関・団体と連携しながら後継者の確保対策に努めます。

基本施策Ⅰ-Ⅲ-Ⅰ 若手農業従事者の確保・育成

1 現状及び課題

地域農業の担い手の高齢化や後継者不足が進行する中、農業生産に従事するだけでなく、農地や農業施設の維持管理活動など、農村生活・組織等を維持するためにも、若い農業後継者や新規参入者の確保と育成が急がれます。

2 施策内容

(1) 若手農業従事者の確保と生活安定支援

- ◇国の青年就農給付金や町の青年等就農奨励金の交付により、就農・経営開始初期の不安定な生活を支援します。
- ◇新たに農業を始めたい方の相談に応じ、関係機関等が連携し、就農から経営開始に向けた支援を行います。

(2) 研修の機会やネットワークづくり

- ◇若手農業者の研修やネットワークづくりなどの機会を創出します。
- ◇町内外の農業青年の交流やネットワークづくりなど、農業青年団体の活動を支援します。

(3) 新規参入者の受入れ体制づくり

- ◇岩手県農業農村指導士や認定農業者など優れた技術を持つ農業者や農業法人での農業技術等の習得のための研修を支援します。
- ◇「雫石町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、雫石での就農を志す方の定住に向けた支援を行います。

3 年次スケジュール

主要施策	H28	H29	H30	H31
若手農業者の確保・育成	新規就農計画作成支援・認定事務・相談対応	新規就農計画作成支援・認定事務・相談対応	新規就農計画作成支援・認定事務・相談対応	新規就農計画作成支援・認定事務・相談対応
新規就農者の経営・生活安定支援	就農給付金(国)、就農奨励金(町)の給付	就農給付金(国)、就農奨励金(町)の給付	就農給付金(国)、就農奨励金(町)の給付	就農給付金(国)、就農奨励金(町)の給付
若手農業者の研修・ネットワークづくり支援	若手農業者の研修や農業青年団体の活動支援	若手農業者の研修や農業青年団体の活動支援	若手農業者の研修や農業青年団体の活動支援	若手農業者の研修や農業青年団体の活動支援
新規就農者の受け入れ体制づくり	農業技術研修等の受入体制づくり	農業技術研修等の受入体制づくり	農業技術研修等の受入	農業技術研修等の受入

基本施策Ⅰ-Ⅲ-Ⅱ 家族経営協定の促進

1 現状及び課題

町内では家族農業経営が中心で、経営と生活の境目が明確でなく、各世帯員の役割や労働時間、労働報酬などの就業条件が曖昧になりやすい状況です。家族農業経営による営農計画作成や農業経営の安定のために家族が全員で話し合いの出来るような環境整備が必要です。

2 施策内容

◇家族全員が意欲をもって農業経営に取り組めるよう、経営面・生活面についての話し合いによる農業経営の展開を確立するため、家族経営協定の締結を促進します。

◇家族経営協定締結後は、協定内容の点検を行いながら、協定内容の見直しを推進します。

◇農業者の老後の生活の安定を図るため農業者年金の加入を促進します。

3 年次スケジュール

主要施策	H28	H29	H30	H31
家族経営協定の締結促進	家族経営協定締結候補者の選定、説明、締結促進	家族経営協定締結候補者の選定、説明、締結促進	家族経営協定締結候補者の選定、説明、締結促進	家族経営協定締結候補者の選定、説明、締結促進
農業者年金の加入促進	農業者年金加入候補者の選定、説明、加入促進	農業者年金加入候補者の選定、説明、加入促進	農業者年金加入候補者の選定、説明、加入促進	農業者年金加入候補者の選定、説明、加入促進

【基本方向Ⅰ-Ⅳ】 農地の保全及び活用推進

農地の持つ水利や景観などの多面的機能を維持し、農業経営の基盤となる農地の保全と有効活用を推進します。

基本施策Ⅰ-Ⅳ-Ⅰ 農業振興地域整備計画の管理

1 現状及び課題

優良農用地の確保・保全を図るために、零石農業振興地域整備計画の適切な運用を図る必要があります。また、土地利用者からは、農地以外への利用の要望があることから、適切に判断しながら、見直しと管理事務の推進を行う必要があります。

2 施策内容

(1) 農業振興地域整備計画の見直し

◇優良農用地の確保・保全を図るために農業振興地域整備計画の適切な運用を図りながら、土地利用者の要望を適切に判断し、農業振興地域整備計画の見直しを実施します。

3 年次スケジュール

主要施策	H28	H29	H30	H31
農業振興地域整備計画の見直し	農振随時見直し	農振随時見直し 基礎調査	基礎調査に基づく定期見直し	

基本施策Ⅰ-Ⅳ-Ⅱ 農地・農業用施設の機能維持と活用

1 現状及び課題

少子高齢化による農業従事者不足などにより、農地や農業施設の荒廃が予測されるため、農地や農業施設等を保全し、多面的な機能を維持する必要があります。

2 施策内容

(1) 多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度の活用推進

◇多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払制度の活用により、農地や農業施設等を保全します。

(2) 耕作放棄地解消の推進

◇耕作放棄地解消事業による農地への復旧活動を推進します。

(3) 農村環境整備による保全活動支援

◇農村生産基盤や農村生活環境基盤整備を行う保全活動を支援します。

◇農地を自然災害から守る活動を支援します。

(4) 洪水調整機能の維持

◇農地や宅地のなどの洪水被害を未然防止する御所防災ダム群の洪水調整機能の維持のため、ダム設備の保全及び保守点検を徹底します。

◇御所防災ダム群の管理設備の向上を図るため、設置者である岩手県に計画的な高度化を求めるほか、ダム管理技術の向上に務めます。

※御所防災ダム群：矢櫃ダム、外柵沢ダム、レン滝ダム、鶯宿ダムの総称

3 年次スケジュール

主要施策	H28	H29	H30	H31
多面的機能支払制度・中山間地域等直接支払制度の活用	制度を活用した農地維持活動支援	制度を活用した農地維持活動支援	制度を活用した農地維持活動支援	制度を活用した農地維持活動支援
耕作放棄地解消事業の活用	耕作放棄地解消事業の活用推進	耕作放棄地解消事業の活用推進	耕作放棄地解消事業の活用推進	耕作放棄地解消事業の活用推進
農村環境の整備	農業生産・農村生活環境基盤整備事業の実施	農業生産・農村生活環境基盤整備事業の実施	農業生産・農村生活環境基盤整備事業の実施	農業生産・農村生活環境基盤整備事業の実施
防災ダムの管理	御所防災ダム群の維持管理	御所防災ダム群の維持管理	御所防災ダム群の維持管理	御所防災ダム群の維持管理

主な目標（成果指標）

指標名		現在値	目標値（H31年）
指標 1	認定農業者の経営面積	3,552ha	3,500ha
指標 2	人・農地プランの中心経営体数	154 経営体	150 経営体
指標 3	農業産出額	78.09 億円	78 億円
指標 4	家族経営協定数	58 組	70 組
指標 5	水田の多面的機能支払制度（※6）取り組み割合	83.3%	90.0%

※指標の説明

*指標 1：年度末実数（現在値：平成25年度）。積極的に農業に取り組む意欲ある経営体による生産状況を示す指標。

*指標 2：年度末実数（現在値：平成 26 年度）。地域農業の担い手の確保の状況を示す指標。

*指標 3：町独自推計値（現在値：平成 25 年度）。農業振興全般の振興状況を図るための指標。

*指標 4：年度末までの累積締結数（現在値：平成26年度）。家族内の役割分担を明確にし経営の強化の状況を示す指標。

*指標 5：年度末実数（現在値：平成 26 年度）。多面的機能支払制度に取り組む水田面積の割合で農地保全活動の状況を示す指標。

【基本柱】

Ⅱ 農産物の品質と価値を高めた産業連携を推進します

町内の農産物の品質と価値を向上させ、都市圏との安定した流通販売体制を構築するとともに、農産物の他産業と連携した加工等の高付加価値化による活用を促進します。

基本柱Ⅱ 農産物の品質と価値を高めた産業連携を推進します

基本方向Ⅱ-I

農畜産物の品質と価値の向上

◇基本施策

- Ⅱ-I-I 水稻の生産振興
- Ⅱ-I-II 園芸作物の生産振興
- Ⅱ-I-III 特用林産物の生産振興
- Ⅱ-I-IV 畜産の振興
- Ⅱ-I-V 環境に配慮した農作物の生産
- Ⅱ-I-VI 鳥獣被害の防止

基本方向Ⅱ-II

都市圏への農畜産物の販売促進

◇基本施策

- Ⅱ-II-I 新たな流通・販路の拡充
- Ⅱ-II-II 都市圏への販売PR

基本方向Ⅱ-III

6次産業化のための農畜産物生産の促進

◇基本施策

- Ⅱ-III-I 加工用農産物の導入検討
- Ⅱ-III-II 菜のテクプロジェクトの推進

基本方向Ⅱ-IV

6次産業化のための生産と加工、販売体制の強化

◇基本施策

- Ⅱ-IV-I 生産・加工・販売体制の連携強化

【基本方向Ⅱ-Ⅰ】 農畜産物の品質と価値の向上

町の特性である複合経営を地域全体で活かした耕畜連携による完熟たい肥などの有機質資源の利用や、土壌分析に基づく適切な施肥の実施など、地域の環境にも配慮した循環型農業を推進しながら、生産者及び関係機関、団体と連携し地域全体の農畜産物の品質や価値の向上に取り組みます。

基本施策Ⅱ-Ⅰ-Ⅰ 水稻の生産振興

第1 水稻の生産振興

1 現状及び課題

現在の農業は、水稻のみの生産農家では経営は成り立たないため、複合経営を推進していく必要があります。また、平成30年産米から、国による直接支払交付金及び生産数量目標配分がなくなることから、岩手県産米新品種「銀河のしずく」が安定した価格で販売出荷となるよう適地適作を推進しながら、多くの農業者が作付けできるよう推進していく必要があります。

2 施策内容

◇需要に応じた売れる米づくりを推進し、米産地としての確立を目指します。零石の米のブランド化に向けて「銀河のしずく」の販売流通体制の構築に向けた取り組みを促進します。

◇耕畜連携による有機質資源を活用した循環型農業を推進し品質と価値の向上を図ります。

◇米生産数量調整の円滑な推進のため生産方針主体であるJA新しいわてと連携し、農家への数量配分調整を平成29年産まで実施し、平成30年産より新制度での適切な対応を推進します。

◇経営所得安定対策を活用しながら、新規需要米（飼料用米等）の栽培の取り組みを推進します。

◇経営所得安定対策を活用できる戦略作物の検討及び生産誘導を促進します。

3 年次スケジュール

主要施策	H28	H29	H30	H31
循環型農業の周知と 制度活用推進	循環型農業の周知と国制度活用等の推進	循環型農業の周知と国制度活用等の推進	循環型農業の周知と国制度活用等の推進	循環型農業の周知と国制度活用等の推進
米の生産数量配分	米の生産数量配分	米の生産数量配分	国からの米の生産数量配分に代わる制度への支援	国からの米の生産数量配分に代わる制度への支援
新規需要米への取り組み	新規需要米への取り組み周知と拡大	新規需要米への取り組み周知と拡大	新規需要米への取り組み周知と拡大	新規需要米への取り組み周知と拡大
戦略的作物の導入	戦略作物の検討 生産管理機械、施設導入支援	戦略作物の検討 生産管理機械、施設導入支援	戦略作物の検討 生産管理機械、施設導入支援	戦略作物の検討 生産管理機械、施設導入支援

第2 畑作物の生産振興

1 現状及び課題

畑作物は、機械導入等の初期投資が必要になることや海外産の安い作物の輸入等があり、販売額だけでは所得になりにくい作物であるため、経営所得安定対策の活用が必要です。また、小麦、なたね等の生産量について、農業者ごとの収穫量にバラつきがあるため安定した生産ができるよう生産者の技術向上を図る必要があります。

2 施策内容

(1) 小麦

◇生産技術の向上による安定生産と品質の向上が図れるよう生産を促進します。

(2) 大豆

◇安定生産に繋がるよう連作障害を回避するため、輪作等を奨励し促進します。

(3) そば

◇栽培条件の適した山間部の遊休畑地の活用などを促進します。

(4) なたね

◇生産技術の向上による安定生産と品質の向上が図れるよう生産を促進します。

◇菜の花栽培を促進し、農地の有効活用による生産振興と特産品としての展開を図ります。

◇菜の花の開花時期には、農村風景の美しさをPRし、観光客へ町の良さの周知を図ります。

(5) 飼料作物

◇畜産農家と稲作農家との連携による耕畜連携による飼料作物の循環型農業を推進するとともに、町内での飼料作物の拡大を促進します。

◇JA新しいわてと連携し、WCS用稲生産と流通体系の確立を目指します。

3 年次スケジュール

主要施策	H28	H29	H30	H31
畑作物の生産振興	関係機関連携による生産技術情報の提供及び支援	関係機関連携による生産技術情報の提供及び支援	関係機関連携による生産技術情報の提供及び支援	関係機関連携による生産技術情報の提供及び支援
	生産管理機械、施設導入支援	生産管理機械、施設導入支援	生産管理機械、施設導入支援	生産管理機械、施設導入支援

基本施策Ⅱ-I-II 園芸作物の生産振興

1 現状及び課題

野菜は、JAへの系統出荷を中心として、きゅうり、トマト、ネギ等の品目を主体として生産出荷販売が行われており、産地形成が図られているが収穫時期等期間雇用での労働力の確保や省力化を図るための機械導入が必要となっています。

他作物から花き栽培への新規参入者が少ない。また、施設栽培による通年栽培が全国的に主流となっていることから、施設整備が課題となっています。

2 施策内容

(1) 野菜の生産振興

- ◇本町の野菜の特徴である多品目・良品質が継続していくよう支援するとともにきゅうり、ねぎ、トマト等の生産維持・拡大による安定供給産地の形成を支援します。また、トマトにおいては、育苗ハウスの有効活用による栽培による生産拡大を推進します。
- ◇きぬさや等の豆類やピーマン等新たな作物拡大について、転作田の有効活用を含めて検討し、新たな品目の産地形成を推進します。
- ◇労働力の軽減等を図るため機械導入を支援します。
- ◇個別規模の拡大に向けて、省力化生産体系の導入によるコスト低減等合理化を促進します。
- ◇安定生産・出荷及び品質の向上を図るため、土壌診断等により野菜の品目ごとに適した土づくりの徹底、栽培技術の向上を推進します。
- ◇商品化意識の高揚を図り、品質規格を向上させるとともに、規格外農産物についても商品化を促進します。

(2) 花きの生産振興

- ◇リンドウ、小ぎくを中心とした生産拡大により、安定供給産地の形成を促進します。
- ◇機械化、施設整備等の省力化による生産性向上の取り組みを支援します。
- ◇出荷・流通面における品質管理の向上を促進します。
- ◇花卉の品種ごとに適した土づくりと化学肥料・化学農薬の使用低減との一体的な取り組みを促進します。

(3) 葉たばこの生産振興

- ◇適期作業や圃場の整備、共同育苗による健苗育成など、高品質・安定生産を促進します。
- ◇労働時間の短縮化を図るため、選別省略や即荷造り、機械施設等の拡充などによる生産性の向上を促進します。

3 年次スケジュール

主要施策	H28	H29	H30	H31
園芸作物の生産振興	新規生産者及び 拡大生産者への 支援	新規生産者及び 拡大生産者への 支援	新規生産者及び 拡大生産者への 支援	新規生産者及び 拡大生産者への 支援
	生産管理機械、 施設導入支援	生産管理機械、 施設導入支援	生産管理機械、 施設導入支援	生産管理機械、 施設導入支援

基本施策Ⅱ－Ⅰ－Ⅲ 特用林産物の生産振興

1 現状及び課題

菌床しいたけは、通年作物として安定収入を得ることができる等メリットのある作物であるが、新規参入するためには、初期の設備投資がかかるため、新規参入者が少ない状況です。また、原木しいたけは、福島原発事故以降、消費全体の需要が少なくなっており、生産者の人数も量も減ってきています。

2 施策内容

(1) 菌茸の生産振興

- ◇しいたけを中心として菌茸の夏期の安定生産拡大による周年安定供給体制の確立を促進します。
- ◇食味向上等の良品生産体系の確立を図るため、生産技術の向上や地域適合品種の導入検討の推進、多湿・高温期の品質劣化防止の徹底を促進します。
- ◇コナラ等の造成による原木の確保や栽培技術の向上により、高品質・安定生産の向上を促進します。
- ◇菌床づくりから収穫まで町内一貫生産体制づくりの低コスト化と菌床購入による通年、安定出荷体制を行う形があるため、生産者の意向を踏まえて安定生産を促進します。

(2) 山菜、わさびの生産振興

- ◇消費者ニーズや地産地消を推進するため、新たな生産者の育成・確保を促進します。

3 年次スケジュール

主要施策	H28	H29	H30	H31
特用林産物の生産振興	低コスト生産及び周年出荷体制の生産の促進	低コスト生産及び周年出荷体制の生産の促進	低コスト生産及び周年出荷体制の生産の促進	低コスト生産及び周年出荷体制の生産の促進
	消費者ニーズに応じた生産と新たな生産者の育成確保	消費者ニーズに応じた生産と新たな生産者の育成確保	消費者ニーズに応じた生産と新たな生産者の育成確保	消費者ニーズに応じた生産と新たな生産者の育成確保

基本施策Ⅱ-I-IV 畜産の振興

第1 肉用牛の振興

1 現状及び課題

畜産農家の高齢化や後継者不足等により、繁殖牛・肥育牛の飼養頭数が減少していることから、「零石生まれ・零石育ちの零石牛」の産地として、飼養頭数の維持拡大を図りながら、町民や来訪者を対象とした地域内での消費拡大を図ることが課題となっています。

2 施策内容

- ◇町内の肉用牛飼養頭数の維持拡大を図るため、繁殖牛の増頭及び肥育素牛の導入に対する支援を行います。
- ◇肥育素牛価格及び飼料価格の高騰対策として、肥育牛の飼料コスト低減の取り組みを推進します。
- ◇繁殖牛導入時の農家負担の軽減を図るため、岩手県との基金を活用した高齢者等肉用牛貸付事業を推進します。
- ◇町内消費の拡大を図るため、焼肉ロードの定着など流通消費面の体制整備を目的とした零石牛フェアを実施します。

第2 乳用牛の振興

1 現状及び課題

酪農家の高齢化や後継者不足等により農家戸数が減少傾向にありますが、町全体の乳用牛飼養頭

数は平成 20 年から 1,000 頭規模を維持しています。一方で、家畜改良や優良後継牛確保等による個体ごとの乳量・乳質の向上が課題となっています。

2 施策内容

- ◇地域全体における生乳の品質向上を図るため、乳用牛群検定事業を推進します。
- ◇高能力の後継牛確保と増殖を図るため、受精卵移植技術を活用した家畜改良と高能力牛群造成の中長期的な取組を推進します。

第3 南部かしわの振興

1 現状及び課題

岩手の地鶏「南部かしわ」は、雫石町が主要産地となっておりスープカレー等のメニュー開発が進んできていますが、生産者の高齢化等による生産体制の低下や、流通消費の伸び悩みが課題となっています。

2 施策内容

- ◇岩手しずくいし南部かしわ生産組合による生産、加工、流通の取り組みと、新たな生産者の確保・育成に対する支援を行います。
- ◇南部かしわの認知度向上と流通消費拡大を図るため、生産組合による P R 販売、加工品開発、研究会開催、販路開拓等の取り組みを支援します。

第4 家畜伝染病対策

1 現状及び課題

これまで本町で家畜伝染病の発生事例はありませんが、西日本や国外では多数の発生事例があり、万が一家畜伝染病が発生した場合、畜産農家の経営及び産地の存続に重大な影響を及ぼすことから、伝染を未然に防止するための予防対策を徹底する必要があります。

2 施策内容

- ◇家畜伝染病の発生防止のため、畜産農家の家畜衛生意識の向上と各種予防接種の実施を推進するとともに、県や周辺市町村と連携し、有事に備えた体制づくりを進めます。
- ◇死亡家畜を法令に基づき適正処理するため、岩手県央へい獣処理協議会の加入団体とともに、へい獣処理場の管理運営及び農家指導を行います。

第5 放牧の推進

1 現状及び課題

放牧は、母牛の繁殖能力向上や育成期の骨格づくり、畜産農家の生産コスト低減など、地域の畜産基盤として欠かすことのできない機能であり、本町では牧野組合による放牧事業がその機能を担っています。今後も放牧機能を維持しながら町の畜産振興を図っていきます。

2 施策内容

- ◇町の畜産基盤のひとつとして放牧機能を維持継続するため、町内 3 つの牧野組合による放牧事業を継続支援します。
- ◇放牧地では、不特定の家畜が集団管理され牛白血病等の感染の危険性が高まるため、県家畜保健

衛生所と連携し、吸血昆虫駆除や分離放牧等の対策を推進します。

第6 施設・機械等の整備

1 現状及び課題

町全体の飼養頭数の維持拡大を図るため、意欲的に経営拡大に取り組む畜産農家の牛舎等の施設整備、機械導入等に対する支援が必要です。また、畜産生産能力の向上や畜産経営の収益性の向上を図るため、畜産農家と関係団体等の連携による地域ぐるみの取り組みが必要になります。

2 施策内容

- ◇牛舎や堆肥舎等の施設整備による経営規模拡大や、粗飼料生産機械等の導入による粗飼料生産量の拡大等に取り組む畜産農家に対する支援を行います。
- ◇地域全体の畜産収益性の向上を図るため、国の支援制度を活用した畜産クラスター事業の立ち上げに向けた検討を行います。

第7 畜産共進会

1 現状及び課題

家畜の改良増殖と飼養管理技術の向上、畜産農家相互の研鑽と生産意欲の高揚を図るため、共進会・共励会等を継続して開催する必要があります。また、全国和牛能力共進会及び全日本ホルスタイン共進会対策として、計画的な家畜改良及び出品支援が必要です。

2 施策内容

- ◇滝沢・雫石連合畜産共進会の開催、雫石牛肥育共励会及び乳質向上共励会の開催を支援します。
- ◇岩手県畜産共進会、全国和牛能力共進会、全日本ホルスタイン共進会等に向けた、家畜改良の取り組み及び出品に対する支援を行います。

第8 アグリリサイクルセンター

1 現状及び課題

アグリリサイクルセンターは、畜排泄物の適正処理と有機物資源を活用した循環型農業の推進を目的として運営していますが、設立から10年以上経過し施設の老朽化が進んでいることから、計画的な修繕・更新を行いながらその役割を維持していく必要があります。

2 施策内容

- ◇指定管理者制度により、新岩手農業協同組合による施設の管理運営を行います。
- ◇修繕・更新計画に基づき、建物、機械設備、運搬車両を計画的に更新し、法令に基づく家畜排泄物の適正処理と良質堆肥の製造を継続実施します。
- ◇新岩手農業協同組合の各生産部会と連携し、堆肥を活用した循環型農業を推進します。

3 年次スケジュール

主要施策	H28	H29	H30	H31
繁殖牛への支援	増頭支援 (H26-28)	新制度による取 り組み	新制度による取 り組み	新制度による取 り組み
肥育牛への支援	素牛導入支援 飼料コスト低減 実証試験	素牛導入支援 飼料コスト低減 実証試験	新制度による取 り組み	新制度による取 り組み
雫石牛流通消費対策	雫石牛フェア (H26-28)	新制度による取 り組み	新制度による取 り組み	新制度による取 り組み
乳用牛の改良増殖	受精卵技術によ る優良牛の造成	受精卵技術によ る優良牛の造成	受精卵技術によ る優良牛の造成	優良牛からの採 卵による増殖
畜産クラスター	クラスター計画策 定 協議会設立	国庫補助によるク ラスタ事業の実 施	国庫補助によるク ラスタ事業の実 施	国庫補助によるク ラスタ事業の実 施
全国和牛能力共進会 出品対策	出品牛の造成	宮城全共	次期開催に向け た和牛育種	次期開催に向け た和牛育種
アグリリサイクルセン ター施設更新	老朽施設の修 繕・更新	老朽施設の修 繕・更新	老朽施設の修 繕・更新	老朽施設の修 繕・更新

基本施策Ⅱ-I-V 環境に配慮した農作物の生産

1 現状及び課題

地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高いとされる無農薬、減農薬により環境に配慮した農作物を生産していく必要があります。また、農業で排出される廃プラスチックは産業廃棄物であるため、適正な処理をする必要があります。

2 施策内容

◇環境に配慮した農作物を生産するため、無農薬、減農薬による取り組みを支援します。

◇農業で排出される廃プラスチックを適正に処理するため、農業用廃プラスチックの回収を実施します。

3 年次スケジュール

主要施策	H28	H29	H30	H31
環境保全型農業取組 団体への支援	環境保全型として 取り組む団体への 指導 新規設立者への 支援	環境保全型として 取り組む団体への 指導 新規設立者への 支援	環境保全型として 取り組む団体への 指導 新規設立者への 支援	環境保全型として 取り組む団体への 指導 新規設立者への 支援

基本施策Ⅱ-I-VI 鳥獣被害の防止

1 現状及び課題

従来のカラスやツキノワグマなどによる農作物被害に加えてカワウ、サギ、ハクビシン、ニホンジカ、イノシシなどの野生鳥獣による被害拡大が懸念されます。

鳥獣被害対策に従事する町猟友会を中心とした狩猟者が高齢化等により減少しているため、狩猟者の確保対策が急務となっています。

2 施策内容

◇県の鳥獣毎の管理計画や町鳥獣被害防止計画に基づき、被害防止活動を実施します。

◇ツキノワグマなどの有害鳥獣からの被害対策として最も有効である電気柵の普及推進と整備の支援策を講じます。

◇ニホンジカやイノシシなどの新たな鳥獣被害に対応した効果的な捕獲方法を検討します。

◇鳥獣被害防止活動の担い手である狩猟者の確保対策を実施します。

3 年次スケジュール

主要施策	H28	H29	H30	H31
有害鳥獣対策	被害防止活動の実施	被害防止活動の実施	被害防止活動の実施	被害防止活動の実施
電気柵設置支援	電気柵の普及推進と整備費用支援	電気柵の普及推進と整備費用支援	電気柵の普及推進と整備費用支援	H30 年までの実績により検討
狩猟者の確保と育成支援	狩猟者の確保と育成支援	狩猟者の確保と育成支援	狩猟者の確保と育成支援	狩猟者の確保と育成支援

【基本方向Ⅱ-Ⅱ】 都市圏への農畜産物の販売促進

町の農畜産物が、都市圏での消費者及び流通関係者から選ばれるよう、農業以外の他業種による雫石のイメージと知名度を高める取組みと連携しながら、町の農畜産物の品質、価値、魅力を消費者にPRし、都市圏での販売力を高め、生産力の強化に結び付けます。

基本施策Ⅱ-Ⅱ-I 新たな流通・販路の拡充

1 現状及び課題

大消費地である都市圏への農産物の流通（物流・商流など）するためには、個々の農業者の営業努力では限界があり、JA出荷品目等に限られてしまいます。消費者の多様なニーズに応えるため、新しい流通方法などの検討をする必要があります。

2 施策内容

◇インターネット販売への取組みを支援します。

◇都市圏への農産物の流通を担う事業者との連携や育成を検討します。

3 年次スケジュール

主要施策	H28	H29	H30	H31
インターネット販売の取組み支援	町内産農産物のネット販売実態調査	支援方法の検討と方針決定	支援の実施	支援の実施

基本施策Ⅱ-Ⅱ-II 都市圏への販売PR

1 現状及び課題

安定した価格での販売及び生産を行うために、町内産の米、野菜等農産物の消費の拡大を図るために首都圏でPRと販売を継続し消費地との信頼関係を構築していく必要があります。

2 施策内容

◇長期の安定した供給体制の確立に向けて、米、野菜の販売促進のため首都圏へ継続した宣伝と信頼関係の構築による繋がりを維持するための活動支援をします。

3 年次スケジュール

主要施策	H28	H29	H30	H31
都市圏への販売PR	JA生産部会、JA、町と連携し、販売PRの実施	JA生産部会、JA、町と連携し、販売PRの実施	JA生産部会、JA、町と連携し、販売PRの実施	JA生産部会、JA、町と連携し、販売PRの実施

【基本方向Ⅱ-Ⅲ】 6次産業化のための農畜産物生産の促進

1次産業の農業と、加工等の2次産業、サービスや販売の3次産業の総合的な連携による6次産業化を促進するため、付加価値の高い農畜産物及び加工生産に向けた取り組みを支援します。

基本施策Ⅱ-Ⅲ-I 加工用農産物の導入検討

1 現状及び課題

町内には醤油製造会社や乳製品製造会社があり、平成28年4月からは菓子製造会社の移転開業と、食品製造会社が立地しており、零石産農畜産物を利用した加工食品の製造が可能ですが、加工品用到大ロットの農産物の生産に対応できていません。

2 施策内容

- ◇食品加工製造に対応できる作目について検討します。
- ◇町内の食品製造会社との連携による新たな加工品について検討します。
- ◇町内産農畜産物を活用した新たな食品加工への取り組みに支援し、町産農畜産物の付加価値向上に努めます。

3 年次スケジュール

主要施策	H28	H29	H30	H31
加工用農産物の導入 検討	食品加工会社との 意見交換・作目の 検討	検討に基づく作目 の決定・栽培実証 の検討	栽培実証試験・加 工の検討	栽培実証試験・加 工の検討

基本施策Ⅱ-Ⅲ-II 菜のテクプロジェクトの推進

1 現状及び課題

なたねの生産、なたね油の製造、流通販売について、菜のテクノロジープロジェクトとして連携して取り組んできましたが、さらに連携を強化し、生産者、加工者、販売者が一体となって生産、加工、流通販売を促進するとともに、新たな付加価値としての商品利用方法を提案して販売に繋げていく必要があります。また、なたね油の製造において、なたねの品質保持のための保管方法などの品質管理を徹底していく必要があります。

2 施策内容

- ◇菜のテクノロジープロジェクトによるなたね油の品質の向上、販売体制等の検討を基に販売数量の向上を図り、なたね生産量の拡大を目指します。
- ◇なたねの品質維持のため、温度管理のできる倉庫へ通年を通して預け入れできる体制を構築します。
- ◇なたね油を使用したメニュー、商品展開の拡大を支援します。
- ◇家庭、飲食店での使用拡大に向けた情報発信をします。

3 年次スケジュール

主要施策	H28	H29	H30	H31
菜のテクプロジェクト の推進	町内外への拡販	県外への発信	栽培圃場拡大・ 安定生産	栽培圃場拡大・ 安定生産

【基本方向Ⅱ-Ⅳ】 6次産業化のための生産と加工、販売体制の強化

農畜産物の加工製造、流通販売について、製品に応じ都市圏での販売も可能なものと、町内及び近隣での販売品を明確化し、必要な加工製造者、流通販売者との連携強化を促進します。

基本施策Ⅱ-Ⅳ-Ⅰ 生産・加工・販売体制の連携強化

1 現状及び課題

消費者ニーズや販路に応じた製品づくりやパッケージづくり、再生産が可能な価格付け等の知識や経験が必要です。食材と技術のレベルは高いものの、個々の発信や販売体制が弱く、それをサポートする役割の組織や人材の育成が必要です。

2 施策内容

- ◇製品づくりや流通の仕組み、価格付けなどの知識習得や経験の場を創出します。
- ◇農産加工等起業時の施設整備などの相談対応や整備費用の助成などで起業を支援します。
- ◇零石の特産品の販売 PR を担う第三セクターの販売体制強化や販売 PR 活動を支援します。
- ◇「零石町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、町内産の農畜産物を活用した6次産業化や特産品、加工品の開発等を推進し、農畜産物の付加価値を高めるための中核的な組織として「(仮) 零石町農業公社」の設立を検討します。

3 年次スケジュール

主要施策	H28	H29	H30	H31
研修・相談対応	セミナー開催 相談対応	セミナー開催 相談対応	セミナー開催 相談対応	セミナー開催 相談対応
アグリビジネス応援事業	アグリビジネス 応援補助事業 の実施	アグリビジネス 応援補助事業 の実施	アグリビジネス 応援補助事業 の実施	アグリビジネス 応援補助事業 の実施
農産物の販売体制の強化	農産物食材供給事業等、販売体制強化の支	農産物食材供給事業等、販売体制強化の支	農産物食材供給事業等、販売体制強化の支	農産物食材供給事業等、販売体制強化の支
(仮)農業公社の設立の検討	(仮)農業公社の事業化の検討	関係機関との協議	(仮)農業公社の設立準備	(仮)農業公社の設立・事業開始

主な目標（成果指標）

指標名		現在値	目標値（H31 年）
指標 1	野菜出荷販売額	4.5 億円	4.0 億円
指標 2	花卉出荷販売金額	1.6 億円	1.5 億円
指標 3	加工販売等起業者数	32 人	35 人
指標 4	農産物提供店認定店舗数	36 店舗	50 店舗

※指標の説明

- *指標 1：1 月～12 月の JA 南部地域野菜生産部会雫石中央支部集計値（現在値：平成 26 年）。野菜の市場出荷の状況を示す指標。
- *指標 2：1 月～12 月の JA 南部地域花卉生産部会雫石中央支部集計値（現在値：平成 26 年）。花卉の市場出荷の状況を示す指標。
- *指標 3：年度末時点実数（現在値：平成 26 年度）。農畜産物の加工等に取り組み営業販売（農家レストラン営業含む）実績のある者の数。
- *指標 4：年度末実数（現在値：平成26年度）。飲食店、宿泊施設など他産業での町産農畜産物利用の状況を示す指標。

【基本柱】

Ⅲ 地産地消の推進と販路拡充による農産物の消費拡大

町内で生産される農産物の流通は、系統出荷による大規模都市圏への大量出荷が主で産直以外の販売経路が少ない状況にあり、積極的に農産物を売り込むため、町内観光施設等への地産地消流通システムの強化とともに、町域を越えた新規流通経路の開拓や新たな消費者の掘り起こしを行います。

基本柱Ⅲ 地産地消の推進と販路拡充による農産物の消費拡大を進めます

基本方向Ⅲ-Ⅰ

地域全体での地産地消への取り組み

◇基本施策

Ⅲ-Ⅰ-Ⅰ 町内農産物の認証

基本方向Ⅲ-Ⅱ

各種施設等における地産地消の体制・機会の拡充

◇基本施策

Ⅲ-Ⅱ-Ⅰ 食材提供システムの有効活用

基本方向Ⅲ-Ⅲ

年間を通じた生産販売体制の構築

◇基本施策

Ⅲ-Ⅲ-Ⅰ 通年生産と販売体制の構築

基本方向Ⅲ-Ⅳ

教育との連携強化

◇基本施策

Ⅲ-Ⅳ-Ⅰ 学校給食での町産農産物の利用促進
Ⅲ-Ⅳ-Ⅱ 食文化の伝承活動推進

基本方向Ⅲ-Ⅴ

農業体験の推進

◇基本施策

Ⅲ-Ⅴ-Ⅰ 学校教育での農業体験の充実
Ⅲ-Ⅴ-Ⅱ 農業体験受入れ農家の確保

【基本方向Ⅲ-I】 地域全体での地産地消への取組み

町内における農畜産物を通じた食育推進と、地元消費者の農業への理解を深め、地域全体での地産地消の推進による産地としての生産力の向上に取り組みます。

基本施策Ⅲ-I-I 町内農産物の認証

1 現状及び課題

産直を核として町内産農産物や生産者を消費者に認知してもらい、町産農産物を優先して購入する意識づけが必要です。

2 施策内容

◇農産物認証等制度のPRを通した町内産農畜産物や産直の周知PR活動を行います。

◇農町産直協議会と連携し、町内農産物の魅力を発信します。

3 年次スケジュール

事業内容	H28	H29	H30	H31
農産物認証等事業の推進	農産物認証等制度のPR等推進活動	農産物認証等制度のPR等推進活動	農産物認証等制度のPR等推進活動	農産物認証等制度のPR等推進活動
産直活動の支援	産直協議会との連携による農産物や産直の魅力発信	産直協議会との連携による農産物や産直の魅力発信	産直協議会との連携による農産物や産直の魅力発信	産直協議会との連携による農産物や産直の魅力発信

【基本方向Ⅲ-Ⅱ】 各種施設等における地産地消の体制・機会の拡充

町内及び盛岡周辺の産直や販売店、飲食店や宿泊施設などへの町産農畜産物の安定した供給販売体制を構築し、農業所得の安定につながる地産地消を推進します。

基本施策Ⅲ-Ⅱ-Ⅰ 食材提供システムの有効活用

1 現状及び課題

宿泊施設や飲食店等での町内産農畜産物の利用が伸びていないので、福祉施設等新たな販路の検討など利用促進を図る必要があります。

2 施策内容

- ◇産直組合を核として、町内外の宿泊施設、飲食店等へ町内産の農産物を提供するシステムを支援します。
- ◇町内産農畜産物を活用したイベントや事業の実施機会をとらえ、食材提供システムのPRを支援します。
- ◇JA各生産部会と連携し、各種施設への直接的な売り込みを行います。
- ◇しずくいし料理研究会の活動を通じた飲食店や宿泊施設等の実需者の理解促進と利用促進を図ります。

3 年次スケジュール

主要施策	H28	H29	H30	H31
農産物直売・食材提供供給システムの推進	農産物直売・食材供給システム事業による農畜産物の利用促進	農産物直売・食材供給システム事業による農畜産物の利用促進	農産物直売・食材供給システム事業による農畜産物の利用促進	農産物直売・食材供給システム事業による農畜産物の利用促進
イベントなどのPR活動	町内産農畜産物を活用した食イベントの開催	町内産農畜産物を活用した食イベントの開催	町内産農畜産物を活用した食イベントの開催	町内産農畜産物を活用した食イベントの開催
JA各生産部会の活動支援	JA各生産部会の地元施設等への販売促進	JA各生産部会の地元施設等への販売促進	JA各生産部会の地元施設等への販売促進	JA各生産部会の地元施設等への販売促進
しずくいし料理研究会の活動支援	しずくいし料理研究会の活動を通じた実需者の理解と利用の促進	しずくいし料理研究会の活動を通じた実需者の理解と利用の促進	しずくいし料理研究会の活動を通じた実需者の理解と利用の促進	しずくいし料理研究会の活動を通じた実需者の理解と利用の促進

【基本方向Ⅲ-Ⅲ】 年間を通じた生産販売体制の構築

地産地消を推進していくうえで、季節による品揃えの平準化に向けた作物栽培や加工を組み合わせた供給など、年間を通じた地産地消に向けた生産、販売体制の構築に取り組みます。

基本施策Ⅲ-Ⅲ-I 通年生産と販売体制の構築

1 現状及び課題

時期によっては産直等で供給過多になる作物がある一方で、冬期間は産直出荷物が激減し、年間を通じた生産と販売ができるような体制が必要です。

2 施策内容

◇産直出荷者間での栽培時期や生産作物の調整を図れるような仕組みづくりを支援します。

◇冬期間でも栽培できる作目の調査研究・実証の取組みを支援します。

◇乾燥野菜や漬物など、保存技術を活かした商品づくりを支援します。

3 年次スケジュール

主要施策	H28	H29	H30	H31
産直出荷者を中心とした冬期間の栽培作目の導入検討	冬季栽培作目の検討等の支援	冬季栽培作目の栽培実証と試験販売等の支援	冬季栽培作目の栽培実証と試験販売等の支援	冬季栽培作目の栽培実証と試験販売等の支援
乾燥野菜などの加工商品	保存技術を活かした商品づくり支援	保存技術を活かした商品づくり支援	保存技術を活かした商品づくり支援	保存技術を活かした商品づくり支援

【基本方向Ⅲ-Ⅳ】 教育との連携強化

農業と教育の連携を図り、児童・生徒の農業体験や食育活動を通じ、町の農業や食文化への理解を深める取組みを推進し、地産地消を促進します。

基本施策Ⅲ-Ⅳ-Ⅰ 学校給食での町産農産物の利用促進

1 現状及び課題

町産農産物の納品体制や生產品目の不足、学校の長期休暇などの要因で学校給食での町内産農畜産物物の利用率が伸びない傾向にあります。

2 施策内容

◇産直-学校給食担当者間での意見交換などを通して、学校給食への町産農産物の安定的供給を促進します。

◇教育関係機関と連携を図りながら、地場産食材を豊富に活用した学校給食などによる食育を促進します。

◇農産物の魅力を通して、農業の魅力を児童・生徒に知ってもらう仕組みづくりをします。

3 年次スケジュール

主要施策	H28	H29	H30	H31
産直・学校給食担当者との連携	産直と学校給食担当者との意見交換	産直と学校給食担当者との意見交換	産直と学校給食担当者との意見交換	産直と学校給食担当者との意見交換
	先進事例の研修、納入システム検討、給食用品目の栽培促進等	地元農産物の供給と給食食材への利用拡大促進	地元農産物の供給と給食食材への利用拡大促進	地元農産物の供給と給食食材への利用拡大促進
食育活動の推進	地元食材の給食利用による食育推進	地元食材の給食利用による食育推進	地元食材の給食利用による食育推進	地元食材の給食利用による食育推進
	給食における地元食材利用による農業の魅力発信	給食における地元食材利用による農業の魅力発信	給食における地元食材利用による農業の魅力発信	給食における地元食材利用による農業の魅力発信

基本施策Ⅲ-Ⅳ-Ⅱ 食文化の伝承活動推進

1 現状及び課題

重っこ料理や各種行事食をはじめ、山菜料理など雫石の伝統的な料理等をできる人と伝える機会が減ってきています。

2 施策内容

◇岩手県食の匠や料理研究会いなか料理グループ等を講師として、伝統的な料理等を習得する機会を創出し、活動できる人材を育成します。

◇教育機関・保育所等と連携し、雫石の食文化を次世代に伝える機会を作ります。

3 年次スケジュール

事業内容	H28	H29	H30	H31
伝承活動の人材育成	食の伝承者養成講座等の開催	食の伝承者養成講座等の開催 受講者等の活動支援	食の伝承者養成講座等の開催 受講者等の活動支援	受講者等の活動支援
食文化の伝承活動	各種イベント・学校等での食文化伝承活動	各種イベント・学校等での食文化伝承活動	各種イベント・学校等での食文化伝承活動	各種イベント・学校等での食文化伝承活動

【基本方向Ⅲ-V】 農業体験の推進

グリーンツーリズムによる誘客により、町を訪れた方々が、雫石の豊かな食材、食文化などに触れる、雫石ファンとして新たな消費者となるよう取り組みます。

また、農業や町内産農畜産物の魅力に触れられるよう、町内の小中学校での農業体験の充実に努めます。

基本施策Ⅲ-V-I 学校教育での農業体験の充実

1 現状及び課題

各小学校では水稻や野菜の栽培を行い、収穫したものを食べる機会など農業体験の機会がありますが、中学校では農業体験等の機会がないため、農業や農畜産物の魅力に触れる機会の創出について検討する必要があります。

2 施策内容

◇小学校での農業体験等の実施において、農業技術や加工体験などの指導を行える人材の紹介など、農業体験の充実について支援します。

◇中学校の総合学習等で農業体験の機会を取り入れられるか、学校・教育委員会等との検討・協議をします。

3 年次スケジュール

主要施策	H28	H29	H30	H31
小学校との連携	小学校での農業体験等の活動支援	小学校での農業体験等の活動支援	小学校での農業体験等の活動支援	小学校での農業体験等の活動支援
中学校との連携	中学校・教育委員会との検討協議	中学校での農業体験等の活動支援	中学校での農業体験等の活動支援	中学校での農業体験等の活動支援

基本施策Ⅲ-V-II 農業体験受入れ農家の確保

1 現状及び課題

グリーンツーリズム事業など、農業体験を受け入れてくれる農家が限られているため、希望する団体の受入れができないこともあり、新たな受入れ農家の確保・育成が必要です。

2 施策内容

◇農業体験の受入れ方法などが理解できるような研修等の機会を創出し、新たな受入れ農家の発掘と育成について検討します。

3 年次スケジュール

主要施策	H28	H29	H30	H31
新たな受入れ農家の確保・育成	新たな受入れ農家発掘のための周知活動や研修等の支援	新たな受入れ農家発掘のための周知活動や研修等の支援	新たな受入れ農家発掘のための周知活動や研修等の支援	新たな受入れ農家発掘のための周知活動や研修等の支援

主な目標（成果指標）

指標名		現在値	目標値（H31 年）
指標 1	農産物認証農家数（※1）	31 人	40 人
指標 2	産直しずくいし組合員数	102 名	100 名
指標 3	地産地消流通システム取引厨房数（※2）	63 厨房	70 厨房
指標 4	学校給食の地場産物使用割合（野菜のみ 7 月～12 月）	27.2%	35.0%
指標 5	グリーンツーリズム受入農家数	34 戸	50 戸

※1 農産物認証農家数

町内産の完熟堆肥等による土づくり等を通じて育まれた米、野菜、花卉菌茸を雫石産農産物として認証する制度に申請し認証を受けた農家数。

※2 地産地消流通システム厨房数

地産地消流通システムは、町内産の農畜産物を町内外の飲食店や宿泊施設に供給する農林産物直売・食材提供供給促進事業。取引厨房とは、ホテルなどの場合に和食・洋食・中華など各厨房ごとの取引となることから施設数ではなく厨房数とするもの。

※指標の説明

*指標 1：年度実数（現在値：平成26年度）。安全安心を意識し積極的な地産地消の推進の状況を示す指標。

*指標 2：年度実数（現在値：平成26年度）。町内の産直で最も規模が大きい産直しずくいしの組合員の動向により地産地消の推進の状況を示す指標。

*指標 3：年度実数（現在値：平成26年度）。町内及び盛岡周辺への町産食材の提供状況を示す指標。

*指標 4：年度実数（現在値：平成25年度）。農業と教育の連携による地産地消の状況を示す指標。

*指標 5：年度実数（現在値：平成 26 年度）。農業と観光の連携によるグリーンツーリズム受け入れ状況を示す指標。

【基本柱】

Ⅳ 「植える、育てる、利用する」森林循環の促進

本町の広大な森林は、環境保全や水資源確保に寄与していますが、木材価格の低迷や林業労働者の高齢化、外材の輸入に伴う地場産材需要の低迷、木材生産コストの増高などから林業経営意欲の衰退がみられ林業の取り巻く環境は依然厳しい状況であり林業生産活動が停滞していることから、森林の荒廃が懸念されており、木材生産はもとより、森林の持つ多面的機能が十分に発揮できない状況にあるため、その森林のもつ活力を最大限に発揮できる環境を整備し、「植える→育てる→利用する」という森林の循環を促進します。

基本柱Ⅳ「植える、育てる、利用する」森林の循環を促進します

基本方向Ⅳ-Ⅰ 森林循環の促進

◇基本施策

- Ⅳ-Ⅰ-Ⅰ 公有林（町有林、財産区有林）の適正管理
- Ⅳ-Ⅰ-Ⅱ 民有林の森林整備の促進
- Ⅳ-Ⅰ-Ⅲ 林業労働者及び林業後継者の育成
- Ⅳ-Ⅰ-Ⅳ 森林病虫害対策

基本方向Ⅳ-Ⅱ 生産基盤の整備と森林施業の 低コスト化の促進

◇基本施策

- Ⅳ-Ⅱ-Ⅰ 森林台帳・林地台帳の整備
- Ⅳ-Ⅱ-Ⅱ 林道施設、林内路網の整備と適正管理
- Ⅳ-Ⅱ-Ⅲ 高性能林業機械の導入促進

基本方向Ⅳ-Ⅲ 町産材・県産材の活用推進

◇基本施策

- Ⅳ-Ⅲ-Ⅰ 公共施設木質化や個人住宅への利用促進

基本方向Ⅳ-Ⅳ 木材資源のエネルギー活用の 推進

◇基本施策

- Ⅳ-Ⅳ-Ⅰ 木質バイオマス燃料利用施設の整備促進
- Ⅳ-Ⅳ-Ⅱ 木質バイオマス燃料の確保対策

基本方向Ⅳ-Ⅴ 森林の多面的機能の周知と普 及促進

◇基本施策

- Ⅳ-Ⅴ-Ⅰ 緑化推進事業での普及啓発
- Ⅳ-Ⅴ-Ⅱ 七ツ森森林公園施設維持管理

【基本方向Ⅳ-Ⅰ】 森林循環の促進

人工林の適齢伐期を迎える森林の適期伐採と伐採後の植栽による「植える→育てる→利用する」という森林資源の循環が行われるよう、森林所有者による森林の適正な管理の実施を促進し、森林の健全な育成に努めるとともに、森林管理の担い手となる林業従事者や森林施業プランナー等の育成と確保を図ります。

基本施策Ⅳ-Ⅰ-Ⅰ 公有林（町有林、財産区有林）の適正管理

1 現状及び課題

公有林の現況把握が出来ていないことから、生育途上にある若齢林の保育、間伐といった保育管理や伐期を迎えた森林の伐採が行われないため、適切な公有林の整備が行われていない現状にあります。

2 施策内容

- ◇ 公有林（町有林、御明神財産区有林）の現況を把握するための山林調査の実施。
- ◇ 持続的な経営体制の確立のための森林経営計画の策定。

3 年次スケジュール

主要施策	H28	H29	H30	H31
公有林整備事業	公有林の現況調査 森林経営計画の作成	森林経営計画に基づく森林整備事業の実施	森林経営計画に基づく森林整備事業の実施	森林経営計画に基づく森林整備事業の実施

基本施策Ⅳ-Ⅰ-Ⅱ 民有林の森林整備の促進

1 現状及び課題

民有林において木材価格の低迷や管理費用の増高から適期の伐採や伐採後の再造林が行なわれていない状況にあることから、「植える・育てる・利用する」といった民有林の整備を促進するための支援が必要です。

2 施策内容

- ◇ 民有林の適期伐採とその後の造林・保育などの森林整備を促進するための支援を実施します。

3 年次スケジュール

主要施策	H28	H29	H30	H31
民有林整備促進事業	森林整備事業を行う場合の経費に対する町の嵩上げ事業の実施	森林整備事業を行う場合の経費に対する町の嵩上げ事業の実施 町の嵩上げ事業の検証・事業見直し	町の嵩上げ事業の見直し結果に基づく事業実施	町の嵩上げ事業の見直し結果に基づく事業実施

基本施策Ⅳ-Ⅰ-Ⅲ 林業労働者及び林業後継者の育成

1 現状及び課題

林業従事者が高齢化により減少しているなか、木材価格の低迷により以前林業経営が厳しい状況にあるため林業事業体での雇用が進まないことや家業としての林業従事者が進んでいるため林業従

事者の育成支援が急務となっています。

2 施策内容

◇林業労働者及び林業後継者の育成、新規参入者を促進するために労働条件や社会保障等の改善、林業技術センターが開催する研修会への参加専門的な技能・技術の習得を促進し林業従事者の育成に努めます。

◇若年層を対象とした林業体験学習等を実施し、林業に対する意識改革や森林の持つ公益的機能の理解など、啓蒙普及活動を積極的に図ります。

3 年次スケジュール

主要施策	H28	H29	H30	H31
林業従事者の育成支援	各種研修制度の活用	各種研修制度の活用	各種研修制度の活用	各種研修制度の活用
林業啓蒙普及の推進	緑化活動や林業体験学習などを通じた普及啓蒙活動の実施	緑化活動や林業体験学習などを通じた普及啓蒙活動の実施	緑化活動や林業体験学習などを通じた普及啓蒙活動の実施	緑化活動や林業体験学習などを通じた普及啓蒙活動の実施

基本施策Ⅳ-Ⅰ-Ⅳ 森林病虫害対策

1 現状及び課題

平成 25 年に長山地区において町内で初めて松くい虫によるアカマツへの被害が確認されたことから、県松くい虫被害対策実施方針に基づき被害防除への取組みを実施していますが、今後も被害の拡大が懸念されるため今後の被害防止対策とアカマツの活用方策の検討が急務となっています。

2 施策内容

◇アカマツ林の監視体制の強化と有効な被害防止対策の検討や被害木の処理の実施及び樹種転換などの拡大防止対策を実施します。

◇被害処理木等のアカマツ林の活用方策を検討します。

3 年次スケジュール

主要施策	H28	H29	H30	H31
赤松林の監視・調査・駆除事業	赤松林の監視、被害疑い木の調査、駆除の実施	赤松林の監視、被害疑い木の調査、駆除の実施	赤松林の監視、被害疑い木の調査、駆除の実施	赤松林の監視、被害疑い木の調査、駆除の実施
アカマツの樹種転換	七ツ森町有林アカマツの伐採と樹種転換の実施	七ツ森町有林アカマツの伐採と樹種転換の実施	七ツ森町有林アカマツの伐採と樹種転換の実施	七ツ森町有林アカマツの伐採と樹種転換の実施
アカマツ林(被害処理木等)の活用方策の検討	アカマツの活用方策の検討	アカマツの活用方策の検討	アカマツの活用方策の検討	検討に基づく活用

【基本方向Ⅳ-Ⅱ】 生産基盤の整備と森林施業の低コスト化の促進

持続的な森林経営の確立に向けて、路網整備や施業地の集約、作業技術向上や林業機械の効率的活用、植林や間伐の低コスト化など低コスト施業を促進します。

基本施策Ⅳ-Ⅱ-Ⅰ 森林台帳・林地台帳の整備

1 現状及び課題

森林法に基づき県が整備し市町村及び森林組合に配備している山林管理のための基礎情報となる森林台帳の山林所有者などの情報が更新されておらず、施業の集約化が進まない状況にあります。

2 施策内容

- ◇ 森林台帳と現況の照合作業を行い、森林台帳の情報の更新を県に働きかけます。
- ◇ 平成 27 年度に国が示した林地台帳の整備を進めます。

3 年次スケジュール

主要施策	H28	H29	H30	H31
森林台帳の管理	適正更新のための現況把握と県への情報提供	適正更新のための現況把握と県への情報提供	適正更新のための現況把握と県への情報提供	適正更新のための現況把握と県への情報提供
林地台帳の整備	林地台帳整備	林地台帳整備	林地台帳整備	台帳の活用

基本施策Ⅳ-Ⅱ-Ⅱ 林道施設、林内路網の整備と適正管理

1 現状及び課題

当町の森林は、戦後から積極的な人工造林の推進により造成された森林多く、現在、主伐期や間伐期を迎えた森林が多くあるが、林道や作業道などの整備が行き届いていない区域があり整備が必要です。

整備積みの林道や作業道においては、林道パトロール等による適正な維持管理、大雨などによる災害発生時には速やかな復旧が必要です。

2 施策内容

- ◇ 林内路網の整備にあたっては未整備地域を中心に公益的機能や、森林整備の状況等、自然環境の保全に配慮しながら、効率的な山林経営をするための将来を見据えた路網整備を推進します。
- ◇ 整備済みの林道や作業道においては定期的なパトロールによる適正な維持管理と災害予防のための整備を行います。また、災害が発生した際は早期確認と復旧を行います。

3 年次スケジュール

主要施策	H28	H29	H30	H31
林道維持管理	林道維持管理（林道施設災害応急復旧）	林道維持管理（林道施設災害応急復旧）	林道維持管理（林道施設災害応急復旧）	林道維持管理（林道施設災害応急復旧）
林道施設整備	準備	林道施設整備事業の実施	林道施設整備事業の実施	林道施設整備事業の実施

基本施策Ⅳ-Ⅱ-Ⅲ 高性能林業機械の導入促進

1 現状及び課題

森林施業の合理化を図るためには林業事業体を主体に林業機械の整備を、業構造改善事業など諸施策事業を活用し、プロセッサなど大型機械の導入が進みつつあるものの、総保有山林5ヘクタール未満の小規模所有者の割合が8割以上を占めており、大型機械を導入した場合、それに見合うだけの安定的な事業量の確保が難しいなどの理由から依然小型機械が主体であり、機械化は立ち遅れている状況にあります。

2 施策内容

◇ハーベスタやフォワーダなどの高性能林業機械の導入を促進し、作業安全性の向上や作業強度や経費の軽減により林業就業者の減少及び高齢化に対応するとともに施業の合理化を図り路網整備と併せ施業の低コスト化を推進します。

3 年次スケジュール

主要施策	H28	H29	H30	H31
高性能林業機械整備支援	林業事業体の高性能林業機械整備のための支援	林業事業体の高性能林業機械整備のための支援	林業事業体の高性能林業機械整備のための支援	林業事業体の高性能林業機械整備のための支援

【基本方向Ⅳ-Ⅲ】 町産材・県産材の活用推進

公共施設における町産材及び県産材の利用促進と、個人住宅や民間事業所等における町産材及び県産材の利用促進により木材の利活用を推進します。

基本施策Ⅳ-Ⅲ-I 公共施設木質化や個人住宅への利用促進

1 現状及び課題

木材価格の低迷により主伐・利用間伐が進まない状況にあり、町産材の生産活動が停滞しています。

2 施策内容

◇公共施設の木質化を推進します。

◇住町産材を使用して町内に住宅新築又は増改築するための助成事業を実施します。

◇出生児対して町産材製品のプレゼントにより木育を推進します。

3 年次スケジュール

主要施策	H28	H29	H30	H31
町産材利用促進事業	町産材利用促進事業補助金の支給	町産材利用促進事業補助金の支給	町産材利用促進事業補助金の支給	町産材利用促進事業補助金の支給
乳幼児への木育推進の事業	出生児に対する町産材製品のプレゼントによる木育の推進	出生児に対する町産材製品のプレゼントによる木育の推進	出生児に対する町産材製品のプレゼントによる木育の推進	出生児に対する町産材製品のプレゼントによる木育の推進

【基本方向Ⅳ-Ⅳ】 木質資源のエネルギー活用推進

木材に由来する再生可能な資源として木質資源エネルギーは地球温暖化防止や循環型社会づくりにもつながることから、間伐材などの有効活用により木質資源エネルギーの活用を促進します。

基本施策Ⅳ-Ⅳ-I 木質バイオマス燃料利用施設の整備促進

1 現状及び課題

木材を利用した資源循環型社会を形成し地球温暖化等などの環境問題への対策が必要です。

2 施策内容

◇公共施設等の暖房等へのチップボイラーなどの木質バイオマス利用施設の整備を推進します。

3 年次スケジュール

主要施策	H28	H29	H30	H31
木質バイオマス燃料 利用施設整備支援	国の支援事業 実施のための 支援	国の支援事業 実施のための 支援	国の支援事業 実施のための 支援	国の支援事業 実施のための 支援

基本施策Ⅳ-Ⅳ-II 木質バイオマス燃料の確保対策

1 現状及び課題

木質バイオマスエネルギー利用施設でのチップ材等の需要に応じた、生産と供給体制の強化が必要です。

2 施策内容

◇間伐材などの木質バイオマス燃料となる原料の確保や生産と供給対策を検討します。

3 年次スケジュール

主要施策	H28	H29	H30	H31
木質バイオマス燃料 確保対策	原料の生産、確 保対策の検討・ 支援	原料の生産、確 保対策の検討・ 支援	原料の生産、確 保対策の検討・ 支援	原料の生産、確 保対策の検討・ 支援

【基本方向Ⅳ-Ⅴ】 森林の多面的機能の周知と普及促進

生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源の涵養、保健休養の場の提供などの多面的機能を有する森林の大切さを知り、森林資源の有効活用と森林環境の保全や身近な木との関わりを深める取組みを進めます。

基本施策Ⅳ-Ⅴ-Ⅰ 緑化推進事業での普及啓発

1 現状及び課題

森林のもつ住民の森林への関心の低下がみられます

2 施策内容

◇公有林を活用し七ツ森ワークショップ等の開催による緑化普及啓発と木育を推進します。

◇緑の少年団や学校教育での野外活動により、自然に親しみ森林を育む心の醸成を図ります。

3 年次スケジュール

主要施策	H28	H29	H30	H31
緑化推進事業	緑化推進委員会による緑の募金活動等の実施	緑化推進委員会による緑の募金活動等の実施	緑化推進委員会による緑の募金活動等の実施	緑化推進委員会による緑の募金活動等の実施
	七ツ森ワークショップ	七ツ森ワークショップ	町有林を活用したワークショップ	町有林を活用したワークショップ

基本施策Ⅳ-Ⅴ-Ⅱ 七ツ森森林公園施設維持管理

1 現状及び課題

七ツ森森林公園の案内看板や階段などの施設設備の老朽化が進み景観や利用の妨げとなっている箇所が見受けられます。

2 施策内容

◇公園施設の点検と施設の補修

3 年次スケジュール

主要施策	H28	H29	H30	H31
七ツ森森林公園維持管理	七ツ森森林公園管理人による維持管理・簡易補修	七ツ森森林公園管理人による維持管理・簡易補修	七ツ森森林公園管理人による維持管理・簡易補修	七ツ森森林公園管理人による維持管理・簡易補修
	公園施設の点検調査	公園施設の点検調査	公園施設の修繕	公園施設の修繕

主な目標（成果指標）

指標名		現在値	目標値（H31 年）
指標 1	造林率	50.63%	70.0%
指標 2	林業従事者数	80 人	80 人

※指標の説明

*指標 1：年度末における造林率（人口造林面積÷伐採届出面積）（現在値：平成 26 年度）。森林の循環状況を示す指標。

*指標 2：主な林業経営体の従事者数（現在値：平成 26 年度）。林業全般の動向を示す指標。

【資料編 1】農林業関係データ

1. 本町全体について

(1) 地形

雫石町は、東西約 24km、南北 40km で総面積が 609.01km² と広大であり、北部から西部へと連なる岩手山、烏帽子岳、駒ヶ岳の 1,400～2,000m 級火山群からなる奥羽山系の山脈に囲まれ、典型的盆地を形成し、その中央部に耕地があり、おおむね西方より東方に緩傾斜し、山麓地帯において階段状態をなしています。

地域内を流れる主な河川は「雫石川」・「葛根田川」・「南川」の河川があり、この 3 河川は地域東方において合流し雫石川となり盛岡市へ流下し、耕地は 3 つの河川流域に掌状に展開しています。

(2) 現状

本町の土地利用状況は、固定資産税概要調書（町税務課調べ）によると平成 26 年現在、田畑 10.0%、宅地 1.1%、山林原野 72.4%、雑種地等 16.5% となっています。

本町の産業構造は、平成 22 年現在の就業者別構成比で見ると、第 1 次産業が 19.3%、第 2 次産業が 18.8%、第 3 次産業が 61.2% です。平成 17 年と比較すると第 1 次産業が 1.6 ポイントの減、第 2 次産業が 1.2 ポイントの減、第 3 次産業が 2.4% の増となっており、商業・サービス業を中心とする第 3 次産業の割合が高くなっています。

本町農業は、2015 年農林業センサス（概数値）によると、総経営耕地面積 5,651ha の規模を有し、農家戸数は 1,374 戸ですが、その内販売農家は 1,120 戸、内訳では専業農家 211 戸、第 1 種兼業農家 251 戸、第 2 種兼業農家 658 戸となっています。

一方、農業産出推計額は 75.9 億円（平成 26 年）で、そのうち米、畜産、野菜の 3 つで生産の主力を形成しています。

注) 1 「農林業センサス」とは、10 年ごとに世界的規模で調査・集計する世界農林業センサスと、その中間年次である 5 年ごとに日本独自で調査・集計する農業センサスの総称です。

2. 農家数について

平成 27 年の総農家数（図－1）は 1,374 戸で、平成 22 年の 1,546 戸から 172 戸 11.1%減少し、平成 17 年からの 10 年間でみますと 415 戸 23.2%減少しています。

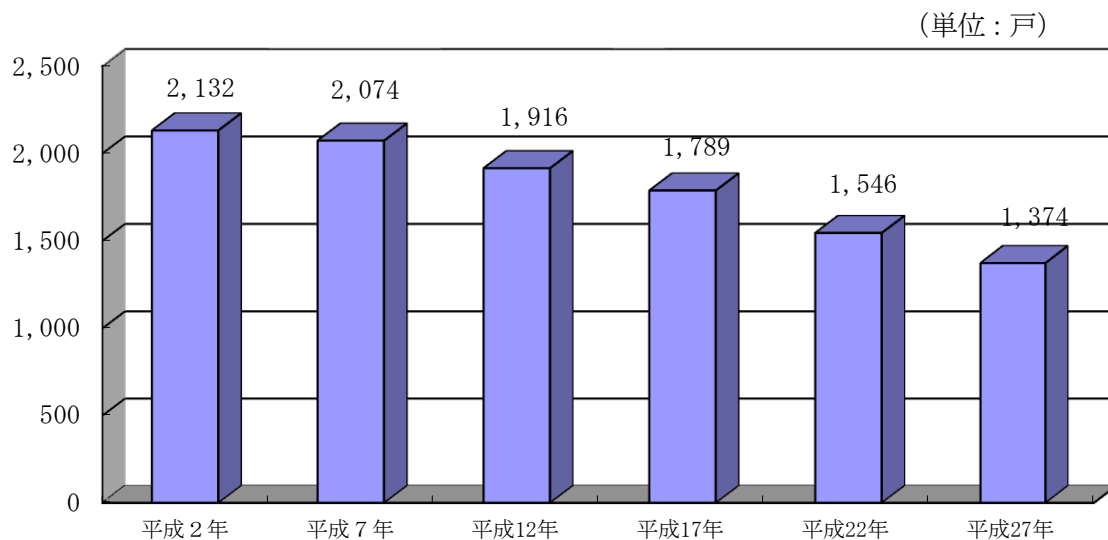
専兼業別農家数（表－1）では、平成 27 年は販売農家が 1,120 戸に対して自給的農家は 254 戸、全農家数の 18.5%となっています。販売農家について詳しく見ると、主業農家が 287 戸（20.9%）、準主業農家が 355 戸（25.8%）、副業的農家が 478 戸（34.8%）となっています。

農産物販売金額 1 位の部門別農家数（表－4）でみると、平成 27 年の稲作が 1 位の農家は 548 戸で全体の 51%を占めていますが、平成 22 年と比べると 118 戸減少し、20 年前の平成 7 年 1,480 戸と比較すると 932 戸減少し、半数以下になっています。

農地の流動化が進み、農業をリタイアする農家が増加しているため、総農家戸数は減少傾向にありますが、専業農家が微増しています。

経営規模別でみると半数以上が 2 ha 以上層にあり、経営の大規模化が進んでいます。

図－1 総農家数



資料：「農林業センサス（概数値）」、「2010 年世界農林業センサス」

表－１ 専兼業別農家数

(単位：戸)

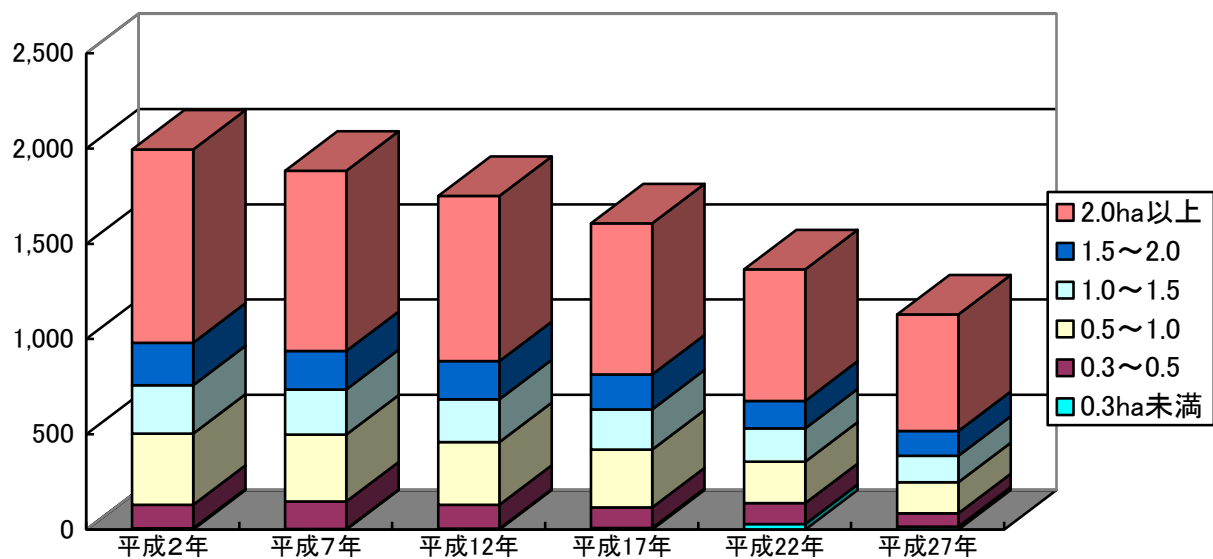
区 分	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
総農家数	2,132	2,074	1,916	1,789	1,546	1,374
専業農家	151	129	131	164	199	211
第 1 種兼業	592	617	445	390	306	251
第 2 種兼業	1,389	1,328	1,176	1,053	821	658
(うち男子生産年齢人口 がいる専業農家数)	(101)	(67)	(77)	(88)	(101)	(87)
自給的農家			164	182	220	254
主業農家		645	462	423	359	287
準主業農家		656	614	545	465	355
副業的農家		773	676	639	502	478

資料：「農林業センサス（概数値）」、「2010 年世界農林業センサス」

- 注) 1 平成 7 年までは、総農家で集計していましたが、平成 12 年から集計方法の変更に伴い、販売農家（経営耕地面積が 30 ㌥以上又は農産物販売金額が 50 万円以上の農家）と自給的農家（経営耕地面積が 30 ㌥未満かつ農産物販売金額が 50 万円未満の農家）に区分しています。
- 注) 2 農業経営体（①経営耕地面積 30 ㌥以上、②露地野菜作付面積 15 ㌥以上、③施設野菜栽培面積 350 ㎡以上、④果樹栽培面積 10 ㌥以上、⑤露地花き栽培面積 10 ㌥以上、⑥施設花き栽培面積 250 ㎡以上、⑦搾乳牛飼養頭数 1 頭以上、⑧肥育牛飼養頭数 1 頭以上、⑨豚飼養頭数 15 頭以上、⑩採卵鶏飼養羽数 150 羽以上、⑪ブロイラー年間出荷羽数 1,000 羽以上、⑫その他 調査期日前 1 年間における農業生産物の総販売額 50 万円に相当する事業、⑬農作業の受託事業、のいずれかに該当する事業を行う者）のデータを掲載します。
- 注) 3 専業農家とは、世帯員の中に兼業従事者（調査期日前 1 年間に他に雇用されて仕事に従事した者又は自営農業以外の自営業に従事した者）が一人もない農家。
- 注) 4 兼業農家とは、世帯員の中に兼業従事者が 1 人以上いる農家、第 1 種兼業農家とは、農業所得を主とする兼業農家、第 2 種兼業農家とは、農業所得を従とする兼業農家のことです。
- 注) 5 農家とは、経営耕地面積 10 ㌥以上又は調査期日前 1 年間の農産物販売金額が 15 万円以上あった世帯。
- 注) 6 男子生産年齢人口がいる専業農家数とは、男子 15～64 歳（平成 2 年は 16～64 歳）の世帯員がいる世帯。
- 注) 7 主業農家とは、農業所得が主（農家所得の 50%以上が農業所得）で、60 日以上農業従事している 65 歳未満の世帯員がいる農家。なお、平成 12 年以降は販売農家のみの集計です。
- 注) 8 準主業農家とは、農外所得が主（農家所得の 50%未満が農業所得）で、調査期日前 1 年間に 60 日以上自営農業従事している 65 歳未満の世帯員がいる農家。なお、平成 12 年以降は販売農家のみの集計です。
- 注) 9 副業的農家とは、調査期日前 1 年間に農業従事に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）をいう。なお、平成 12 年以降は販売農家のみの集計です。

図－２ 経営規模別農家数

(単位：戸)



表－２ 経営規模別農家数

(単位：戸)

区 分	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
0.3ha 未満	7	4	5	9	29	16
0.3～0.5	124	143	126	107	110	69
0.5～1.0	373	351	329	304	217	163
1.0～1.5	254	238	223	211	176	140
1.5～2.0	223	202	201	183	144	130
2.0ha 以上	1,013	946	868	794	689	612
計	1,994	1,884	1,752	1,608	1,365	1,162

資料：「農林業センサス（概数値）」、「2010年世界農林業センサス」

注） 農業経営体（表－１の注２参照）のデータを掲載します。

表－３ 農産物の販売金額別農家数

(単位：戸)

区 分	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
販売なし	47	61	87	76	115	87
300 万円未満	1,208	1,050	1,146	1,099	913	776
300～500	360	356	230	182	131	113
500～700	170	192	97	87	56	48
700～1,000	116	98	75	64	46	48
1,000～1,500	54	70	54	48	49	35
1,500～2,000	24	19	23	17	16	17
2,000～3,000	10	28	21	19	17	13
3,000 万円以上	5	10	19	16	22	25
計	1,994	1,884	1,752	1,608	1,365	1,162

資料：「農林業センサス（概数値）」、「2010 年世界農林業センサス」

注） 1 農業経営体（表－１の注２参照）のデータを掲載します。

表－４ 農産物販売金額 1 位の部門別農家数（販売農家）

(単位：戸)

区 分		平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
上 単一経営（主位部門の 販売金額が 8 割以	稲	1, 515	1, 480	1, 290	877	666	548
	麦 類	X	X	X	3	2	X
	雑穀いも豆類	2	4	5	2	4	6
	工芸農産物	X	1	1	1	1	X
	施設園芸	2	15	34	—	—	—
	野菜類	35	66	74	30	36	52
	果樹類	1	1	1	1	1	3
	その他の作物	16	8	14	9	13	13
	酪 農	51	40	33	20	12	14
	肉用牛	80	59	73	43	51	66
	養 豚	1	2	1	—	1	X
	養 鶏	6	2	2	—	—	X
	その他の畜産	1	X	1	—	—	X
その他（複合経営）					546	442	369
計		1, 710	1, 678	1, 529	1, 532	1, 229	1, 075

資料：「農林業センサス（概数値）」、「2010 年世界農林業センサス」

注） 1 「X」表示については、市町村別データが公表されておりません。

注） 2 農業経営体（表－１の注２参照）のデータを掲載します。なお、ここでは 1 戸 1 法人（法人化しているが世帯単位で事業を行っている者）は含まれています。

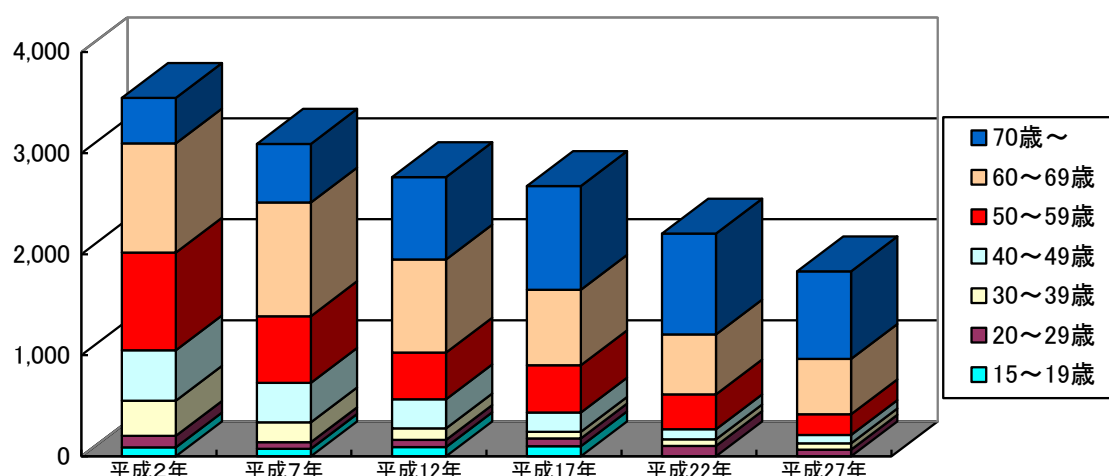
注） 3 工芸農作物は、「たばこ」のことについて掲載しています。

3. 農業就業人口について

平成 27 年の農業就業人口（図－3）は 1,829 人（男 911 人、女 918 人）であり、年齢別構成比（図－4）で見ると、平成 12 年には、60 歳代に就業人口のピークがあったのに対して、平成 27 年では 70 歳以上の割合がさらに増加し、65 歳以上の就業者数は 63.0%と、農業従事者の半数以上を占めており、高齢化が進んでいます。

図－3 年齢構成別農業就業人口

（単位：人）



表－5 年齢構成別農業就業人口

（単位：人）

年次	15～19 歳 (16～19 歳)	20～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70歳～	計	65歳以 上
平成 2 年	89	113	348	499	968	1,078	452	3,547	914
平成 7 年	75	64	198	389	661	1,125	580	3,092	1,143
平成 12 年	92	70	115	287	461	922	815	2,762	1,342
平成 17 年	101	75	67	189	469	746	1,028	2,675	1,463
平成 22 年	104		65	99	344	595	997	2,204	1,313
平成 27 年	66		62	83	205	547	866	1,829	1,153

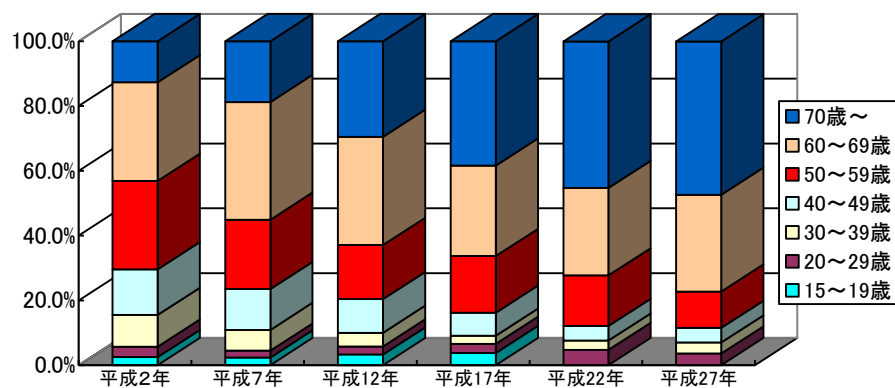
資料：「農林業センサス（概数値）」、「2010 年世界農林業センサス」

注) 1 年齢範囲が「16～19 歳」は平成 2 年においては「15～19 歳」です。

注) 2 農業就業人口とは、15 歳以上の農家世帯員のうち、調査期日前 1 年間に自営農業（自家で経営している農業に農作業受託を含めたもの）だけに従事した者と農業とそれ以外の仕事（兼業）の双方に従事したが、自営農業従事日数の方が多い者の両者の合計です。

注) 3 平成 12 年以降は、販売農家のみの集計です。

図－４ 年齢構成別農業就業人口の構成比



表－６ 年齢構成別農業就業人口の構成比

(単位：％)

年次	16～19歳 (15～19歳)	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳～	65歳以上
平成２年	2.5	3.2	9.8	14.1	27.3	30.4	12.7	25.8
平成７年	2.4	2.1	6.4	12.6	21.4	36.3	18.8	37.0
平成１２年	3.3	2.5	4.2	10.4	16.7	33.4	29.5	48.6
平成１７年	3.8	2.8	2.5	7.1	17.5	27.9	38.4	54.7
平成２２年	4.7		2.9	4.5	15.6	27.0	45.2	59.6
平成２７年	3.6		3.4	4.5	11.2	29.9	47.3	63.0

資料：「農林業センサス（概数値）」、「2010年世界農林業センサス」

注）１ 年齢範囲が「16～19歳」は平成２年においては「15～19歳」です。

注）２ 平成１２年以降は、販売農家のみの集計です。

4. 農地について

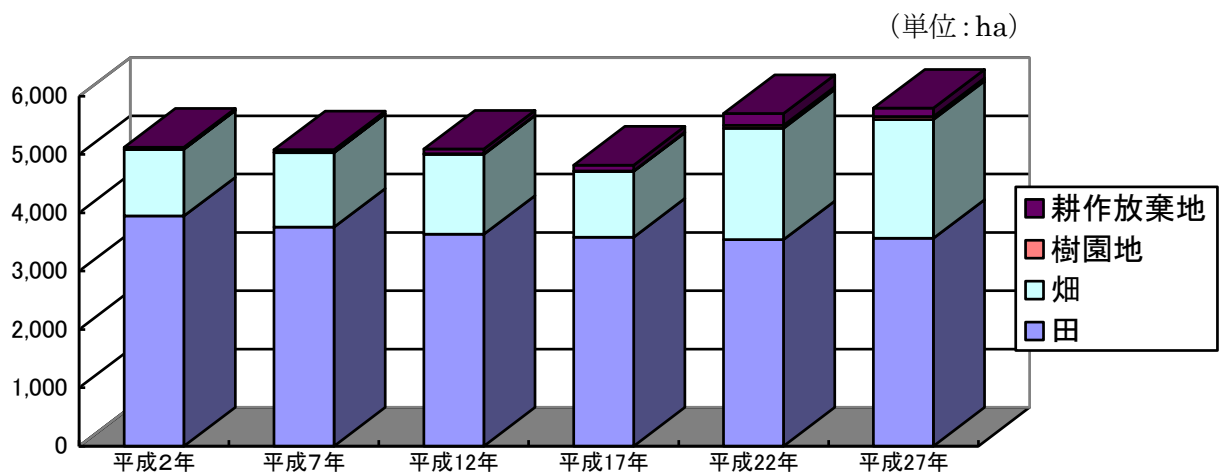
(1) 現状

経営耕地面積（表－7）は、2015 農林業センサス（概数値）によると平成 27 年は 5,651ha で平成 22 年比 152ha 増となっています。地目別では、田が 3,564ha で全体の 63.1%を占め、続いて畑の 2,033ha（35.9%）、樹園地の 54ha（1.0%）となっています。

耕作放棄地面積（表－7）は平成 22 年 125ha に対し平成 27 年は 145ha となり、平成 22 年度比で 16% 拡大しています。

農業経営基盤強化促進法の改正や農地中間管理事業などにより農地の流動化が促進され、農地の集積が加速化して、経営耕地が維持されることが期待される一方、耕作条件の悪い農地の不作付や耕作放棄が懸念されることから、耕作しやすいような圃場整備や農地の集団化に向けた調整などが必要となっています。

図－5 経営耕地・耕作放棄地面積の状況



表－7 経営耕地・耕作放棄地面積の状況

(単位: ha)

区 分	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
田	3, 944	3, 755	3, 631	3, 583	3, 538	3, 564
畑	1, 146	1, 278	1, 374	1, 127	1, 912	2, 033
樹園地	6	6	9	10	49	54
耕地面積計	5, 096	5, 039	5, 014	4, 720	5, 499	5, 651
耕作放棄地	29	43	81	97	125	145

資料:「農林業センサス（概数値）」、「2010 年世界農林業センサス」

注) 1 農業経営体（表－1 の注 2 参照）のデータを掲載します。

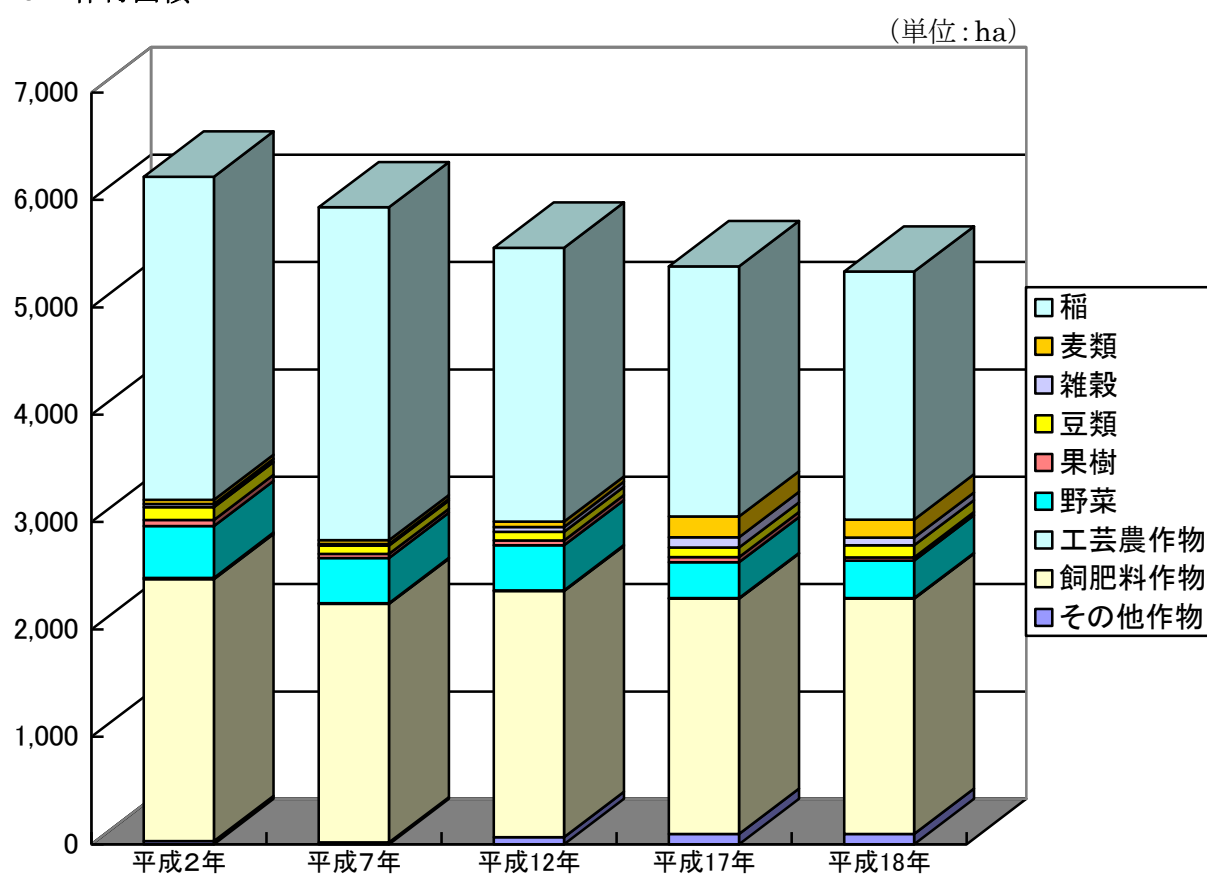
注) 2 耕作放棄地とは、調査期日前 1 年間作付けせず、草刈など保全管理が行われずただちに耕作することができない農地のことです。

5. 生産について

(1) 作付面積

平成18年の作付面積（図－6）は、5,320haで平成12年より230ha（△4.1%）減少しています。作物別には、平成12年比で稲（△9.4%）、野菜（△16.9%）、果樹（△33.3%）、飼料作物（△4.4%）は減少し、それ以外の作物は増加しており、特に麦類、豆類が伸びています。

図－6 作付面積



資料：「岩手農林水産統計年報」

表－８ 農作物作付延べ面積及び耕地利用率

(単位：ha、%)

区 分	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 18 年
稲	3,010	3,100	2,550	2,330	2,310
麦類	38	36	50	192	168
雑穀	30	15	46	97	72
豆類	119	77	79	90	112
果樹	58	38	45	46	30
野菜	481	420	420	334	349
工芸農作物	12	8	8	7	7
飼肥料作物	2,440	2,220	2,290	2,190	2,190
その他作物	28	17	66	95	95
作付面積	6,220	5,930	5,550	5,380	5,320
耕地面積	6,240	6,210	6,190	6,090	6,080
耕地利用率	99.7	95.4	89.7	88.3	87.5

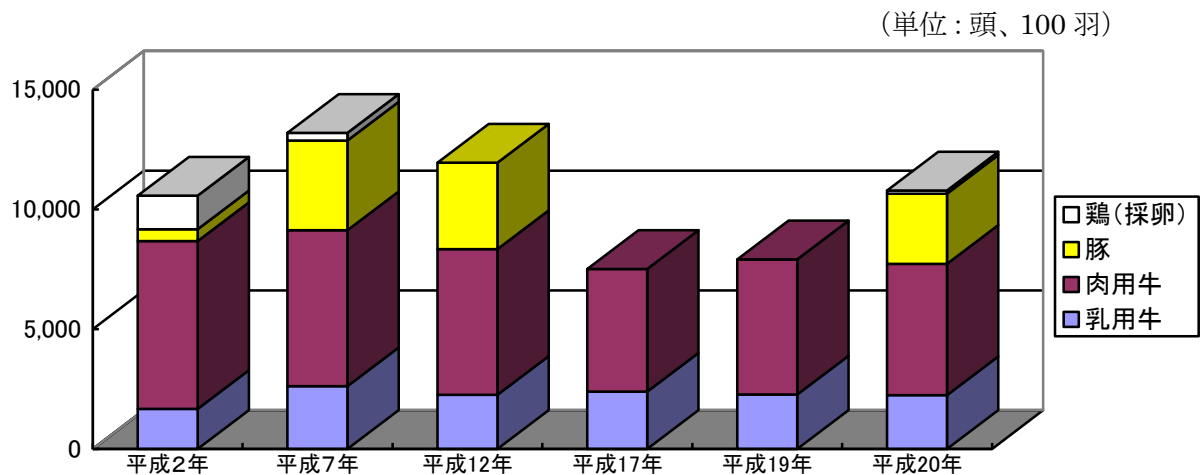
資料：「岩手農林水産統計年報」

- 注) 1 統計表の数値は、推計、集計された原数を一定の桁数に四捨五入してあるので、合計と内訳は一致しない場合があります。
- 注) 2 工芸農作物とは、「たばこ」のことです。また、野菜には「いも類」、その他作物には「桑」の数値が含まれています。
- 注) 3 平成 17 年までは、5 年間ごとの推移で掲載していますが、平成 19 年以降は調査が行われていないので、参考までに平成 18 年のデータを掲載します。

(2) 畜産飼養頭羽数

乳用牛は、平成7年以降は大きな変化は見られませんが、肉用牛は、平成2年以降減少傾向にありましたが、平成19年には平成17年比510頭(9.9%)の増となっています。

図－7 畜産飼養頭羽数



注) 表－9中「X」の部分についてはグラフに示されていません。

表－9 畜産飼養頭羽数

(単位：頭、100羽)

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成19年	平成20年
乳用牛	1,666	2,620	2,250	2,380	2,270	2,235
肉用牛	7,002	6,510	6,090	5,130	5,640	5,486
豚	502	3,740	3,610	X	X	2,922
鶏(採卵)	1,395	320	X	X	X	133

資料：「岩手農林水産統計年報」

注) 平成12年以降、一部市町村別のデータを廃止しています。

注) 平成20年データは 雫石町による家畜飼養頭羽数調査データを掲載しています。

（３）農業産出額

１）現状

農業産出額（表－11）は平成２年を基準にみると減少を続け、平成 18 年では、82 億 1 千万円となっています。このような状況の中、作物別にみれば野菜、花卉などが産出額を増やしています。

作物別の農業産出額の構成比（図－８）をみると、平成 18 年においても依然、米と野菜が大きな割合を占めていることに変化はみられません。

表－10 雫石町農業産出額推計

（単位：百万円、％）

区 分		平成 2 3 年	平成 2 4 年	平成 2 5 年	平成 2 6 年
		推計額	推計額	推計額	推計額
畜産	米	2, 4 3 8	2, 6 8 2	2, 4 9 4	1, 8 2 1
	畜産	3, 0 5 9	3, 2 4 3	3, 4 0 5	3, 7 1 1
	園芸その他	2, 0 9 5	1, 9 6 9	1, 9 1 0	2, 0 6 3
合 計		7, 4 2 0	7, 8 9 4	7, 8 0 9	7, 5 9 5

資料：雫石町農林課調べ

注）１ 平成 19 年以降、国のデータ集計が廃止となったため、町が系統出荷数値や出荷割合、県動向等を参考に独自に推計した数値です。なお、平成 26 年は概数値となっています。

表－11 農業産出額及び構成比

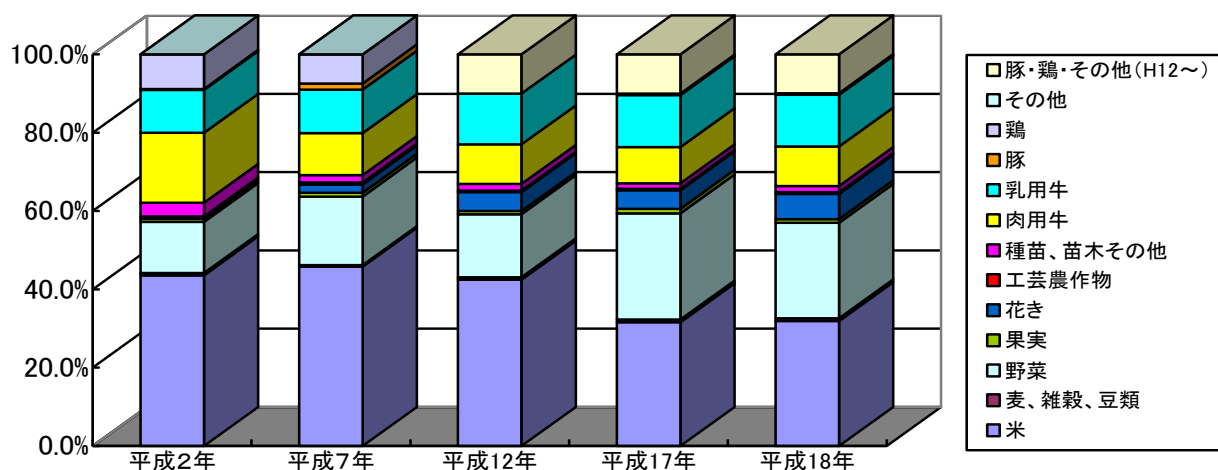
(単位：千万円、％)

区 分		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年		平成 18 年	
		産出額	％	産出額	％	産出額	％	産出額	％	産出額	％
耕 種	米	469	43.6	451	45.8	371	42.5	256	31.6	262	31.9
	麦、雑穀、豆類	6	0.6	4	0.4	5	0.6	6	0.7	6	0.7
	野菜	140	13.0	172	17.5	140	16.1	220	27.1	200	24.4
	果実	9	0.8	10	1.0	7	0.8	10	1.2	7	0.9
	花き	X	X	21	2.1	42	4.8	38	4.7	53	6.5
	工芸農作物	6	0.6	5	0.5	3	0.4	3	0.4	3	0.4
	種苗、苗木その他	38	3.5	19	1.9	15	1.7	11	1.4	13	1.6
畜 産	肉用牛	192	17.9	105	10.7	88	10.1	75	9.2	83	10.1
	乳用牛	117	10.9	109	11.1	113	13.0	108	13.3	108	13.2
	豚	3	0.3	16	1.6	X	X	X	X	X	X
	鶏	98	9.1	73	7.4	X	X	X	X	X	X
	その他	0	0.1	0	0.1	X	X	3	0.4	3	0.4
合 計		1,075	100	985	100	872	100	811	100	821	100

資料：「岩手農林水産統計年報」

- 注) 1 表の数値は、小数点以下を四捨五入していますので、合計と内訳は一致しない場合があります。
- 注) 2 「X」表示は、一部市町村別データ廃止となっています。
- 注) 3 「0」表示については、単位に満たないもの（500 万円未満）のことです。
- 注) 4 工芸農作物とは「たばこ」、畜産区分でのその他とは「養蜂」のことです。また、野菜には「いも類」の数値が含まれています。
- 注) 5 平成 17 年までは、5 年間ごとの推移で掲載していますが、平成 19 年以降のデータ集計が廃止となりましたので、参考までに平成 18 年のデータを掲載します。

図－8 農業産出額の構成比



(4) 生産農業所得

平成18年の生産農業所得は、農家1戸当り（図-10）、耕地面積10a当り（図-11）、のいずれもが平成7年を下回る結果となりました。

注) 生産農業所得とは、農業産出額に「農業経営統計調査」から算出した所得率を乗じて得た所得に、産地づくり交付金、とも補償金などの生産調整に係る助成金を加算して算出したものです。

図-9 生産農業所得（全体）

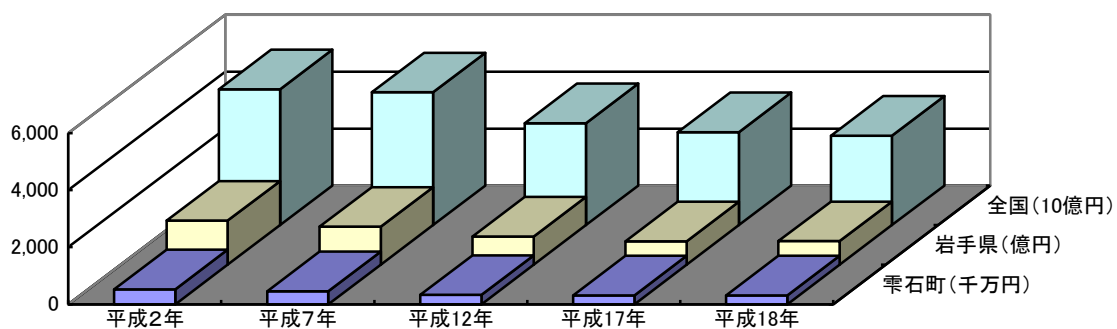


図-10 生産農業所得（農家1戸当たり）

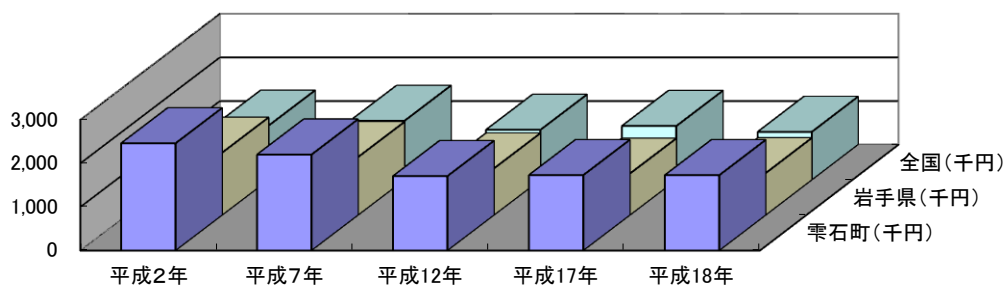
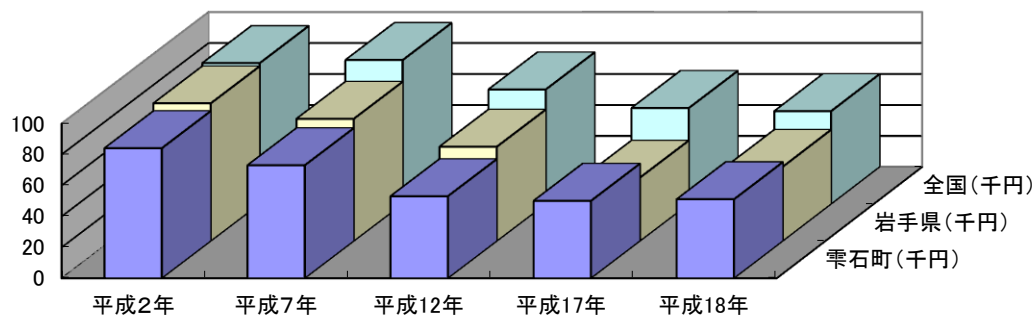
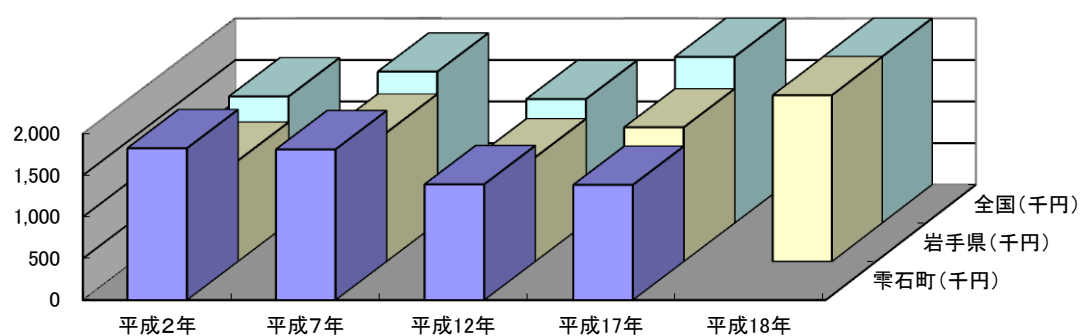


図-11 生産農業所得（耕地10a当たり）



図－12 生産農業所得（専従者1人当たり）



表－12 生産農業所得

区 分		平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 18 年
生産農業所得 (全体)	全国（10 億円）	4,766	4,661	3,578	3,263	3,138
	岩手県（億円）	1,546	1,334	990	823	828
	雫石町（千万円）	524	456	327	309	309
農家1戸当り	全国（千円）	1,243	1,354	1,147	1,235	1,101
	岩手県（千円）	1,432	1,330	1,071	952	963
	雫石町（千円）	2,457	2,198	1,705	1,728	1,726
耕地 10 a 当り	全国（千円）	91	93	74	62	60
	岩手県（千円）	89	79	61	41	48
	雫石町（千円）	84	73	53	50	51
専従者1人当り	全国（千円）	1,524	1,821	1,491	2,287	2,317
	岩手県（千円）	1,213	1,551	1,253	1,614	2,198
	雫石町（千円）	1,825	1,812	1,392	1,385	X

資料：「岩手農林水産統計年報」

注) 1 「X」表示については、一部市町村別データが集計されていません。

注) 2 平成17年までは、5年間ごとの推移で掲載していますが、平成19年以降の調査が行われていないので、参考までに平成18年のデータを掲載します。

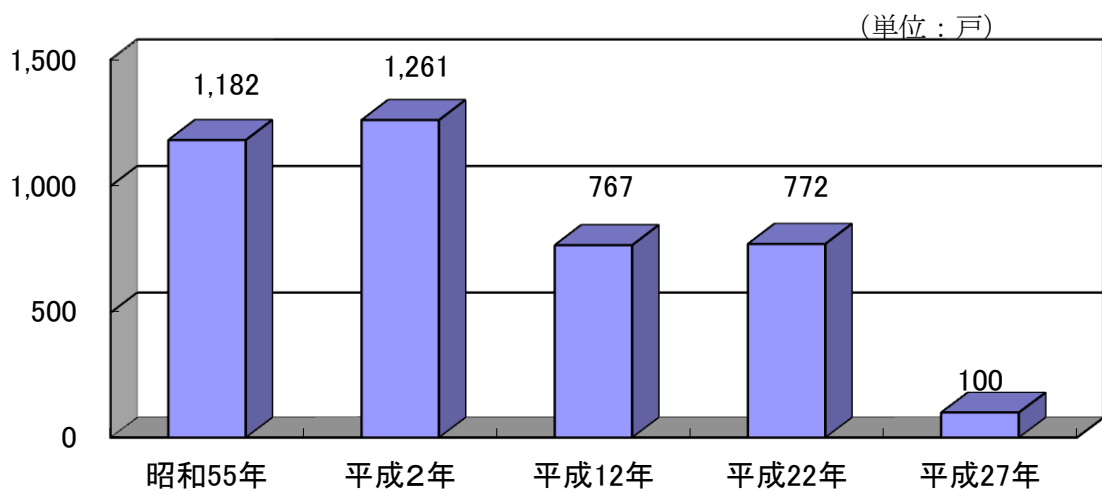
6. 森林について

(1) 現状

総林家数（図－13）は、平成2年をピークに急激に減少し、平成27年は100戸と平成22年より672戸の減少となっています。

平成22年における現況森林面積（図－14）を見ると、森林面積46,035haのうち国有林が28,552ha（62.0%）となっています。民有林は17,483haで、その構成は私有林11,197ha（64.0%）、県有林823ha（4.7%）、町有林1,042ha（6.1%）、財産区有林1,566ha（9.1%）となっており、民有林における独立行政法人等管理地は2,855ha（16.3%）となっています。

図－13 総林家数



資料：「世界農林業センサス（林業編）」

注) 1 林家とは、現在の保有山林面積が1ha以上（平成2年までは10ha以上）の世帯のことです。

図-14 現況森林面積（管理面積）

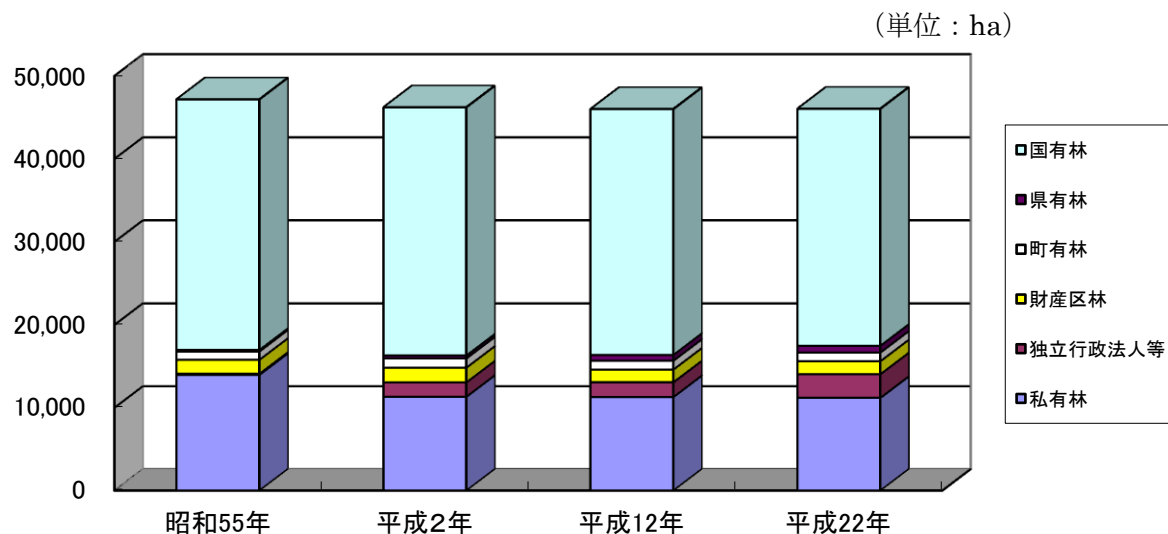


表-13 現況森林面積（管理面積）

(単位：ha)

年 次	国有林	民有林						合計
			県有林	町有林	財産区林	公団契約地	私有林	
昭和 55 年	30,185	16,975	186	1,005	1,685	129	13,970	47,160
平成 2 年	29,895	16,310	355	1,112	1,779	1,739	11,325	46,205
平成 12 年	29,611	16,381	708	1,063	1,534	1,788	11,288	45,992
平成 22 年	28,552	17,483	823	1,042	1,566	2,855	11,197	46,035

資料：「世界農林業センサス」

- 注) 1 表の数値は、小数点以下を四捨五入してあるので、合計と内訳は一致しない場合があります。
- 注) 2 現況森林面積とは、民有林の地域森林計画及び林野庁所管の国有林の地域別の森林計画樹立時の森林面積を基準とし、計画樹立以後の森林面積の移動面積を増加、減少別に加減し、さらに、森林計画に含まれていない森林面積を加えた面積のことです。
- 注) 3 財産区林とは、市区町村合併の際、集落や旧市区町村の所有していた森林について、地方自治法第 294 条に規定する特別地方公共団体としての財産区を作り、地元民が使用収益している森林のことです。
- 注) 4 平成 22 年調査より独立行政法人等とは、(独) 森林総合研究所が所管している森林のことです。それ以前は公団契約地のことです。
- 注) 5 私有林とは、個人、会社、社寺、共同（共有）、各種団体・組合等の所有する森林のことです。

【資料編 2】 雫石町農林業基本計画策定までの経過

期 日	事 項	内 容
H28. 3. 22	平成 27 年度雫石町農林業対策委員会	・ 計画案について
H28. 3. 28	平成 27 年度雫石町農林業政策審議会	・ 計画案について審議・ 答申

【資料編 3】 各審議会条例等及び委員名簿

雫石町農林業政策審議会条例

(昭和39年 3 月25日 条例第13号)

(改正 平成13年 6 月20日 条例第20号 平成17年 3 月11日 条例第 8 号 平成21年 3 月16日 条例第 5 号
平成23年 3 月 8 日 条例第 2 号)

(設置)

第 1 条 農林業における基本対策に関し必要な事項を調査審議するため、町長の諮問機関として雫石町農林業政策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌)

第 2 条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 町農林業における基本となる計画に関すること。
- (2) 農業振興地域整備計画に関すること。
- (3) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想及び地域農業マスタープランに関すること。
- (4) その他町長が農林業に関し必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は委員10人以内をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 農業団体の役員
- (2) 商工観光関係団体の役員
- (3) 知識経験者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 住民代表

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、町長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬)

第6条 委員には、雫石町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和38年雫石町条例第13号）により報酬を支給する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、農林課において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

雫石町農林業政策審議会委員名簿

(平成28年3月28日現在)

	機 関	役 職 名	氏 名
会 長	岩手大学人文社会科学部	教 授	横 山 英 信
副会長	新岩手農業協同組合	代表理事組合長	久 保 憲 雄
委 員	岩手中央森林組合	代表理事組合長	伊 藤 一 治
〃	盛岡地域農業共済組合	代表理事組合長	工 藤 忠 義
〃	盛岡広域振興局農政部	部 長	山 田 亙
〃	盛岡農業改良普及センター	所 長	工 藤 英 夫
〃	雫石商工会	会 長	土 橋 幸 男
〃	一般社団法人しずくいし観光協会	理事長	松 原 久 美
〃	地域住民	公募委員	三 輪 亨
〃	地域住民	公募委員	杉 田 隆 子

雫石町農林業対策委員会規則

(平成17年 3 月25日規則第16号)

(改正 平成18年 2 月10日規則第12号 平成21年 3 月30日規則第16号 平成23年 3 月29日規則第12号)

(設置)

第1条 本町の農林業における基本対策に関し必要な事項を協議し、生産性の高い農林業構造の確立を図るため、雫石町農林業対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 町農林業における基本となる計画に関する策定及び計画の変更のための協議に関すること。
- (2) 農業振興地域整備計画の策定及び計画の変更のための協議に関すること。
- (3) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の策定及び変更のための協議に関すること。
- (4) 認定農業者等担い手育成対策に関すること。
- (5) 酪農・肉用牛生産近代化計画の策定及び計画の変更のための協議に関すること。
- (6) 町森林整備計画の策定及び計画の変更のための協議に関すること。
- (7) その他、町長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 町農業委員会会長
- (3) 町教育委員会教育長
- (4) 農林業団体の役員で代表者の指名する者又は代表者
- (5) 岩手県農業農村指導士
- (6) 知識経験者
- (7) 青年団体及び婦人団体の代表者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第4条 委員会の会長は、町長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、町長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(謝金)

第6条 委員会の委員に、謝金を支給するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、農林課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営その他に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

雫石町農林業対策委員会名簿

(平成26年3月24日現在)

	機 関	役 職 名	氏 名
会 長	雫石町	雫石町長	深 谷 政 光
委 員	雫石町教育委員会	教 育 長	吉 川 健 次
〃	雫石町農業委員会	会 長	菅 原 久 耕
〃	新岩手農業協同組合	常務理事	田 中 秀 雄
〃	岩手中央森林組合	理 事	高 畑 征 司
〃	盛岡地域農業共済組合	組合長	工 藤 忠 義
〃	御明神牧野農業協同組合	代表理事組合長	天 瀬 光 智
〃	西山牧野農業協同組合	代表理事組合長	松 原 久 美
〃	雫石町土地改良区	理 事 長	大 宮 惇 幸
〃	盛岡広域振興局農政部	農政推進課長	田 口 信 一
〃	盛岡農業改良普及センター	普及課長	高 橋 晋
〃	雫石町農業経営者協議会	会 長	櫻 糰 哲 也
〃	雫石町婦人会	会 長	佐々木 智 恵
〃	雫石町農業振興青年クラブ	会 長	松 原 宏 樹
〃	岩手県農業農村指導士	農業農村指導士	猿 子 恵 久
〃	岩手県農業農村指導士	農業農村指導士	櫻 田 シゲ子
〃	岩手県農業農村指導士	農業農村指導士	瀧 沢 恵 子

〃	岩手県農業農村指導士	農業農村指導士	櫻 田 一 夫
〃	岩手県農業農村指導士	農業農村指導士	滝 澤 秀 一
〃	岩手県農業農村指導士	農業農村指導士	高 橋 清 美
〃	岩手県農業農村指導士	農業農村指導士	菊 地 淳
〃	岩手県農業農村指導士	農業農村指導士	柿 木 茂
〃	岩手県農業農村指導士	農業農村指導士	町 場 洋 一